

# 小野町こども計画

【令和8年度～令和11年度】

(案)

令和8年3月

小野町



## 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	3
第4節 策定体制	3
第5節 計画の対象者	3
第6節 国動向	4
<b>第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く状況</b>	5
第1節 統計データによる現状	5
第2節 教育・保育施設の状況	13
第3節 アンケート調査結果の概要	14
第4節 現状と課題	43
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	47
第1節 基本理念	47
第2節 基本目標	47
第3節 施策体系	48
<b>第4章 施策の展開</b>	49
基本目標1 安心して快適にこどもを産み育てられるまちづくり	49
基本目標2 健やかなこどもの成長を支えるまちづくり	58
基本目標3 こども・若者が将来に希望を持って、自分らしく生きることができるまちづくり	62
基本目標4 困難を有することも・若者とその家族が適切な支援を受けられるまちづくり	64
基本目標5 こどもを基盤としたまちづくり	68
評価指標と検証・評価	71
<b>第5章 子ども・子育て支援事業計画</b>	72
第1節 教育・保育提供区域	72
第2節 教育・保育の量の見込みと確保方策	72
第3節 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	74
<b>第6章 計画の推進</b>	83
第1節 計画の推進	83
第2節 計画の進行管理	83
<b>資料編</b>	83

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

近年、急速な少子化の進行による労働力人口の減少や社会保障負担の増加、核家族化や地域のつながりの希薄化等による子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い保育・教育ニーズの高まり等、子どもや若者、子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、児童虐待やいじめ、貧困、ヤングケアラー<sup>※</sup>等、様々な問題が顕在化しています。

国においては、このような課題を解決するため、令和5年4月に子ども政策を総合的に推進することを目的とした「子ども基本法」を施行し、子ども施策の立案、実施を担う行政機関として子ども家庭庁を発足、令和5年12月には「子ども大綱」と「子ども未来戦略」が閣議決定されました。

この「子ども大綱」は、子ども基本法に基づき更なる子どもに関する施策を総合的に推進するため「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したもので、全ての子ども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング<sup>※</sup>）で生活を送ることができる社会である、「子どもまんなか社会<sup>※</sup>」を目指すことが掲げられています。

「子ども基本法」においては、都道府県および市町村における「子ども計画」の策定が明記されており、これを受けて、福島県においても、令和7年3月に、本県における子ども施策の方向性や取組、目標を定めた「福島県子どもまんなかプラン」が策定されたところです。

本町では、令和7年に「小野町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援、地域における子育て支援の充実、母子保健を含む成育医療等に関する取組の強化、子どもの豊かな学びと体験の場の提供、子どもの意見を施策に反映させる仕組みづくりなど、幅広い子ども・子育て支援施策を推進してきました。

このような中、近年の国・県の動向や社会情勢の変化、また新たな課題へ対応するため、これまでの取組を継承しつつ、更なる充実・強化を図りながら、本町における子ども施策をより一層総合的かつ計画的に推進することを目的として、「小野町子ども計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

※ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること

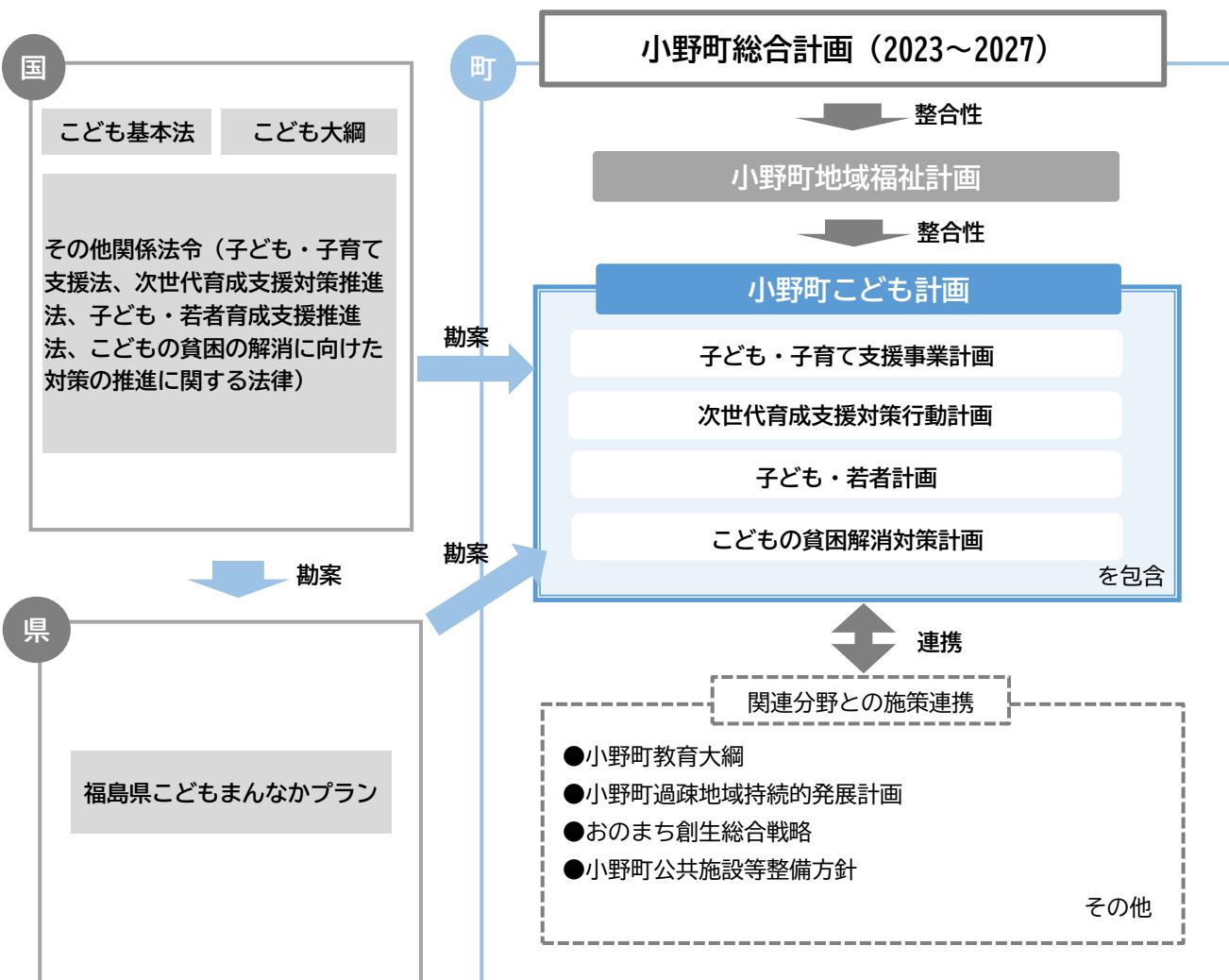
※子どもまんなか社会：すべての子どもや若者たちが幸せに暮らせるよう、常に子どもや若者の今とこれからにとつて最もよいことは何かを考え、社会全体で応援して支える社会のこと

## 第2節 計画の位置付け

こども基本法第10条第2項において、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めること、また同条第5項において、「市町村こども計画」は、既存の各法令に基づく、こども・子育て支援施策に関する事項を定めた関連計画と一体のものとして作成することができるとされています。

本計画は、本町の最上位計画である「小野町総合計画」をはじめ、関連する計画との連携・整合性を図りながら、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に定める「市町村計画」と一体のものとして策定することにより、本町におけるこども施策に関する総合的な計画として位置づけます。

### ■他計画との関係



## 第3節 計画期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

本計画は、「子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」を内包するものとしていることから、「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間に合わせて計画の終期を一致させています。これにより、施策の整合性を確保するとともに、一体的な推進及び進行管理を行うことを目的としています。

なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

## 第4節 策定体制

### （1）子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「子ども・子育て会議」により、計画の内容等を審議しました。

#### 【審議内容等】

令和7年 7月23日 第1回会議 策定スケジュール、アンケート調査内容  
12月22日 第2回会議 アンケート調査結果、計画（素案）

令和8年 月 日 第3回 計画（案）

### （2）アンケート調査の実施

子どもの置かれている生活状況や貧困の実態、子ども・若者の意識を把握するため、小学5年生及び中学2年生の児童・生徒とその保護者、並びに18～39歳の子ども・若者を対象に各種アンケート調査を実施しました。なお、令和6年度には保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て家庭の生活実態、要望・意見などを把握することを目的とした、ニーズ調査を実施しています。

### （3）パブリックコメントの実施

令和8年1月26日から2月25日の期間で、「小野町こども計画（案）」の意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

## 第5節 計画の対象者

本計画は、「子ども」、「若者」、「子育て当事者」を対象としています。

※子ども大綱では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心身の発達の過程にある者を「子ども」と規定しています。「若者」は法律上の定義はありませんが、思春期（中学生～18歳まで）及び青年期（18歳～概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期（30歳～40歳未満）を含む）とします。「子育て当事者」は、「子ども」を養育する者とします。

### 「子ども」の表記について

本計画では、原則としてひらがなの「子ども」で統一しています。ただし、法令等に基づき「子ども」等と定義しているもののほか、事業名称などの固有名詞については、漢字を用いて表記しています。また、本計画の策定に当たって実施したアンケート調査結果は、調査票の表記に準じて「子ども」と表記している場合があります。

## 第6節 国動向

今日の子どもに関する施策は、子ども基本法に基づく「子ども大綱」を踏まえ、「子どもまんなか社会」の実現を目指す方向で位置付けられています。

「子どもまんなか社会」(全ての子ども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会)を目指す「子ども大綱」には、子ども・若者の権利を保障して最善の利益を図ること、子どもや若者等の意見を聴くこと、子どもや若者等のライフステージに応じて切れ目なく支援すること、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の視点に立つ結婚や子育てに関する希望の形成と実現などが記載されています。

また、「子ども大綱」では、ライフステージ別の重要事項として、以下のような取組が必要と考えています。

本計画においても、「子ども大綱」の趣旨を踏まえながら、各種施策の検討を進めていきます。

ライフステージ	主な取組
子どもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none"><li>● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保</li><li>● 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実など</li></ul>
学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等</li><li>● 居場所づくり</li><li>● 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実</li><li>● 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</li><li>● いじめ防止</li><li>● 不登校の子どもへの支援</li><li>● 体罰や不適切な指導の防止</li><li>● 高校中退の予防、高校中退後の支援など</li></ul>
青年期	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高等教育の修学支援、高等教育の充実</li><li>● 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組</li><li>● 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援</li><li>● 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実など</li></ul>

## 第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く状況

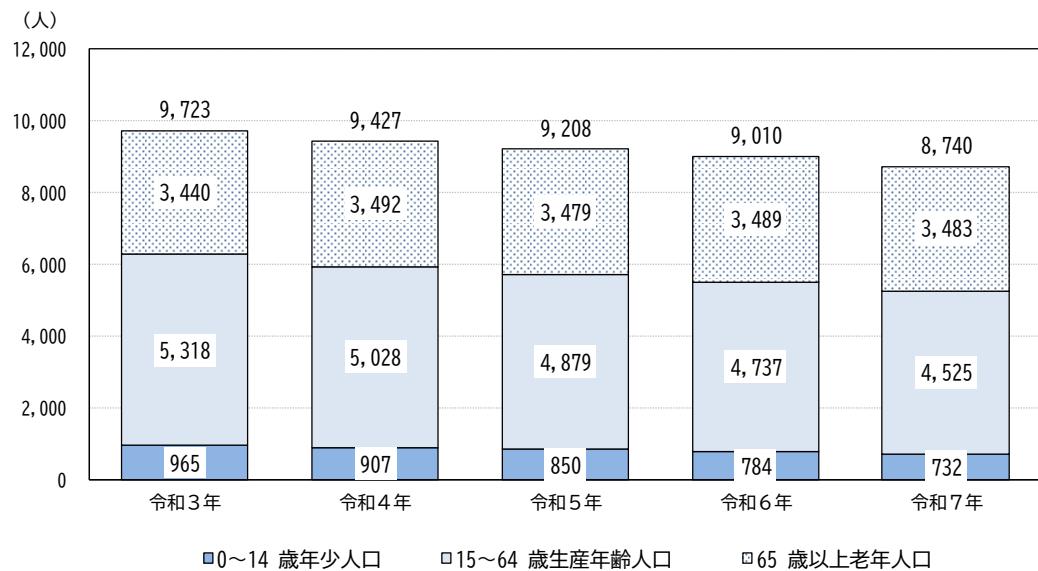
### 第1節 統計データによる現状

#### 1 町の人口の動向

##### (1) 3階級人口の推移

令和7年3月31日現在の町の人口は8,740人であり、令和3年の9,723人から983人・10.1%の減少となっています。特に、年少人口（0～14歳）は令和3年の965人から令和7年の732人へと233人・24.1%の大幅な減少となっています。また、生産年齢人口（15～64歳）も5,318人から4,525人へと793人・14.9%の減少となっており、20～30歳代の子育て世代の町外転出による子どもの減少が深刻な問題となっています。

##### ■年齢3階級人口の推移



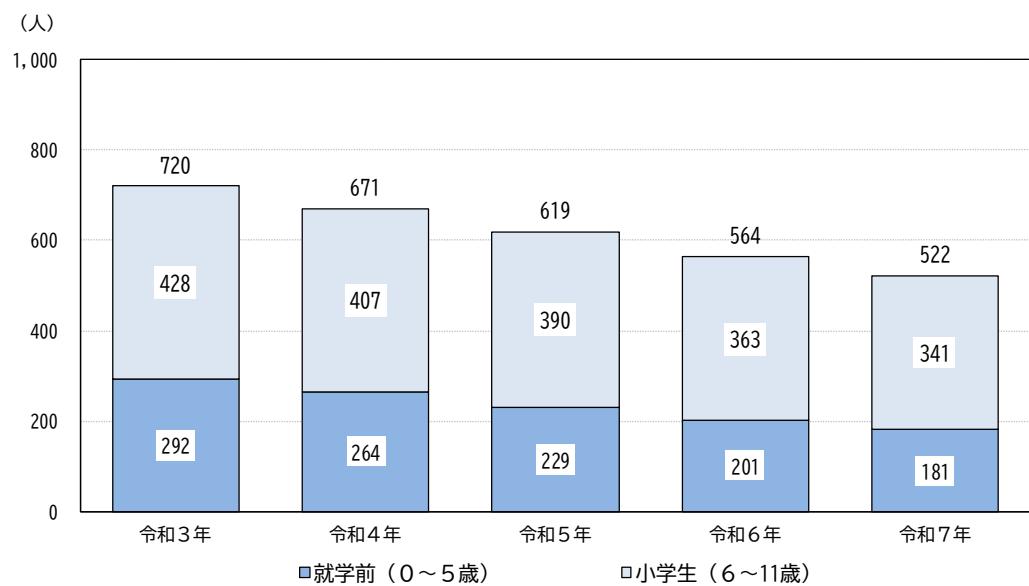
区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0～14歳年少人口	965人	907人	850人	784人	732人
15～64歳生産年齢人口	5,318人	5,028人	4,879人	4,737人	4,525人
65歳以上老人人口	3,440人	3,492人	3,479人	3,489人	3,483人
合計	9,723人	9,427人	9,208人	9,010人	8,740人
人口増減数	△199人	△296人	△219人	△198人	△270人
対前年比	98.0%	97.0%	97.7%	97.8%	97.0%

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

## (2) こども人口等の推移

就学前児童及び小学生の人口は、総人口に占める割合からみても減少傾向にあり、令和3年の7.4%から令和7年には6.0%と、1.4ポイントの減少となっています。

### ■就学前及び小学生人口の推移



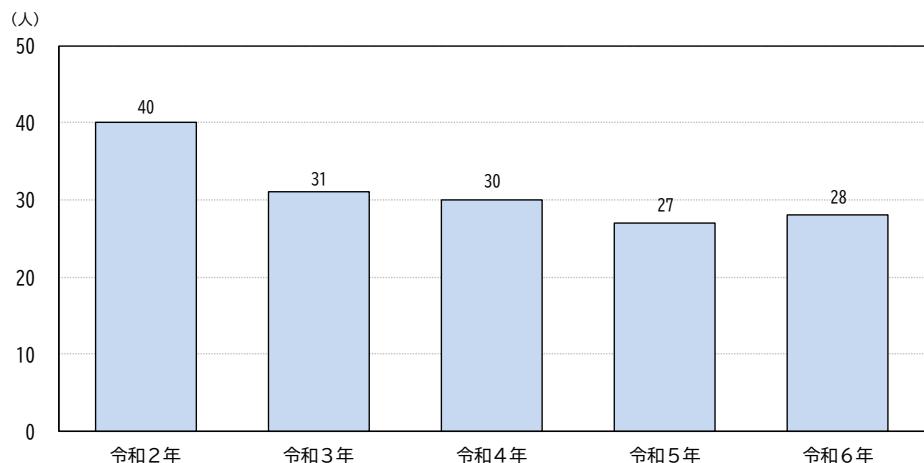
区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
就学前（0～5歳）	292人	264人	229人	201人	181人
小学生（6～11歳）	428人	407人	390人	363人	341人
合計	720人	671人	619人	564人	522人
対前年比	92.1%	93.2%	92.3%	91.1%	92.6%
総人口に占める割合	7.4%	7.1%	6.7%	6.3%	6.0%

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

### (3) 出生数の推移

本町の出生数は、令和2年からの4年間で12人減少し、令和5年の27人は過去最少となり、少子化が加速している状況です。

#### ■出生数の推移



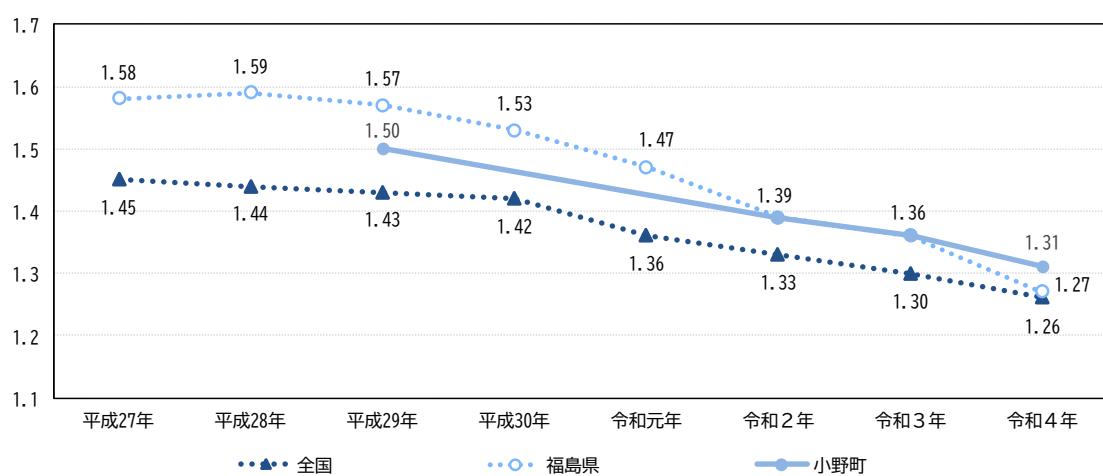
資料：住民基本台帳（各年12月31日）

### (4) 合計特殊出生率の推移

福島県の合計特殊出生率は国の平均値を上回っていますが、国・県ともに近年は減少傾向にあり、令和4年は国が1.26、福島県が1.27とその差はわずかとなっており、令和5年については、国は1.20とさらに低下する結果となっています。

平成30年から令和4年の5年間の本町の合計特殊出生率は1.31で、平成25年から平成29年の5年間が1.50であったことから、依然として減少傾向となっています。

#### ■合計特殊出生率の推移



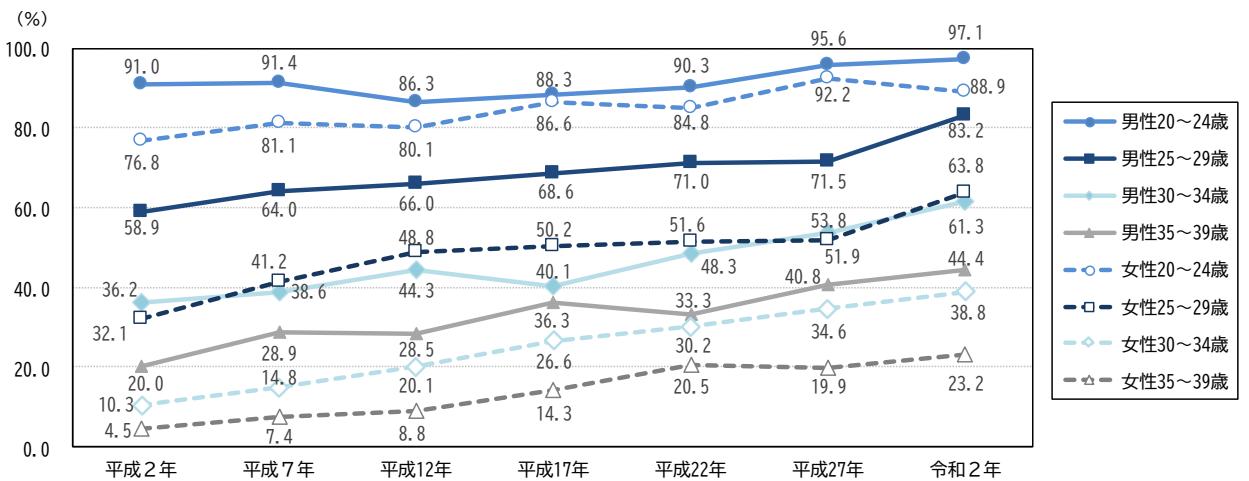
注：合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に生む子どもの数（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）

資料：福島県人口動態の概況

## (5) 未婚率の推移

本町の令和2年の未婚率は、「20～24歳」は男性97.1%、女性88.9%、「25～29歳」は男性83.2%、女性63.8%、「30～34歳」は男性61.3%、女性38.8%、「35～39歳」は男性44.4%、女性23.2%となっています。近年は男女ともに各年代で上昇傾向にあり、平成2年からの30年間で、女性の「25～29歳」は32.1%から63.8%と31.7ポイントも上昇となるなど、晩婚化の進行を読み取ることができます。

### ■未婚率の推移



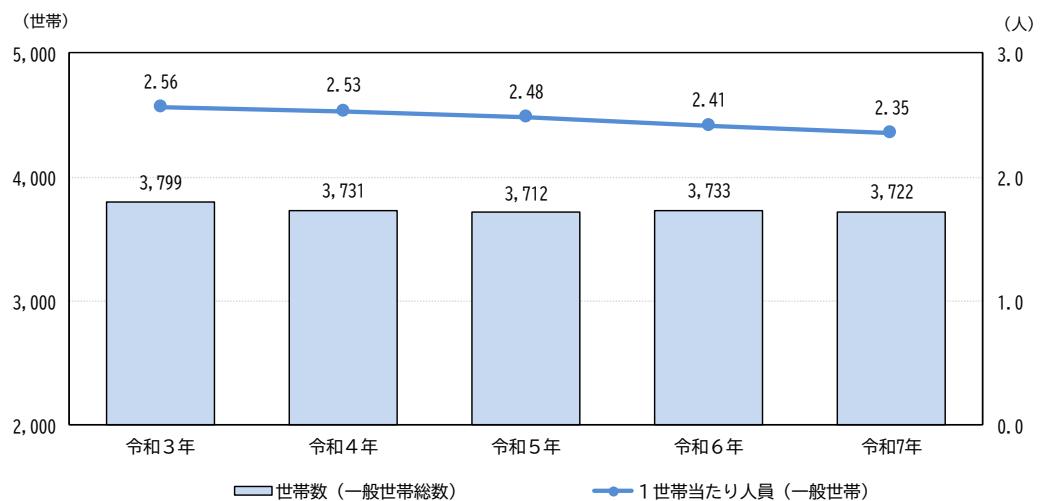
資料：国勢調査

## 2 世帯の動向

### (1) 世帯数の推移

本町の世帯数は、緩やかな減少傾向となっています。また、1世帯当たりの人員が減少していることから、核家族化の傾向が伺えます。

#### ■世帯数の推移

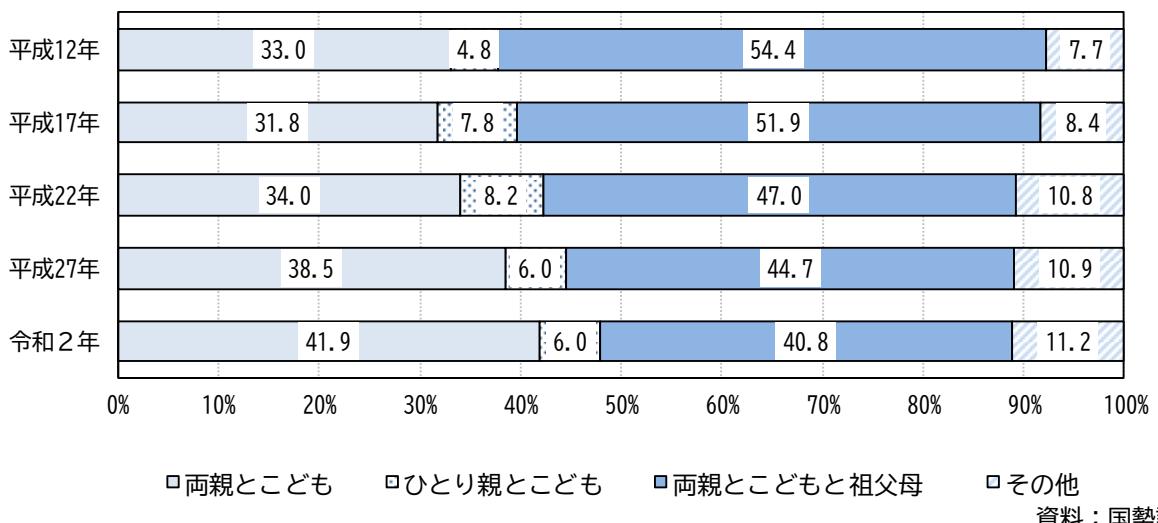


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### (2) こどものいる世帯数の推移

令和2年の国勢調査によるこどものいる世帯は671世帯であり、総世帯数（3,398世帯）の19.7%となっています。こどものいる世帯の内訳は、「両親とこども」が41.9%と増加傾向にあり、一方、3世代世帯である「両親とこどもと祖父母」は40.8%と減少傾向が続いている。「ひとり親とこども」は6.0%となっています。

#### ■こどものいる世帯（18歳未満のこどもがいる世帯）の内訳と推移



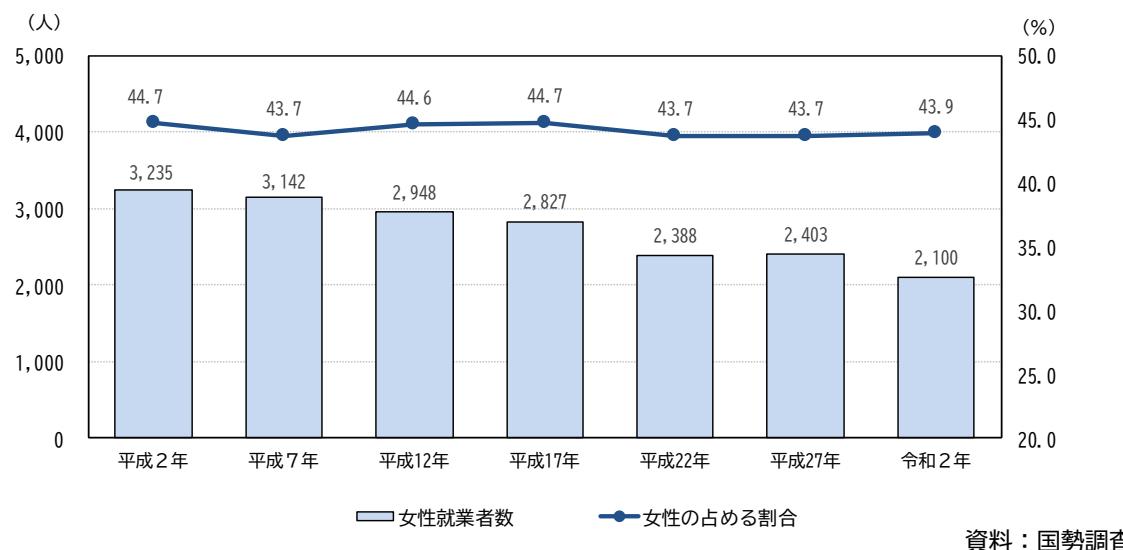
資料：国勢調査

### 3 就労の状況

#### (1) 女性の就業

女性の就業者は平成 27 年には増加に転じましたが、令和 2 年は 2,100 人となり、5 年間で 303 人の減少となっています。令和 2 年の就業者の女性割合は 43.9% となっています。

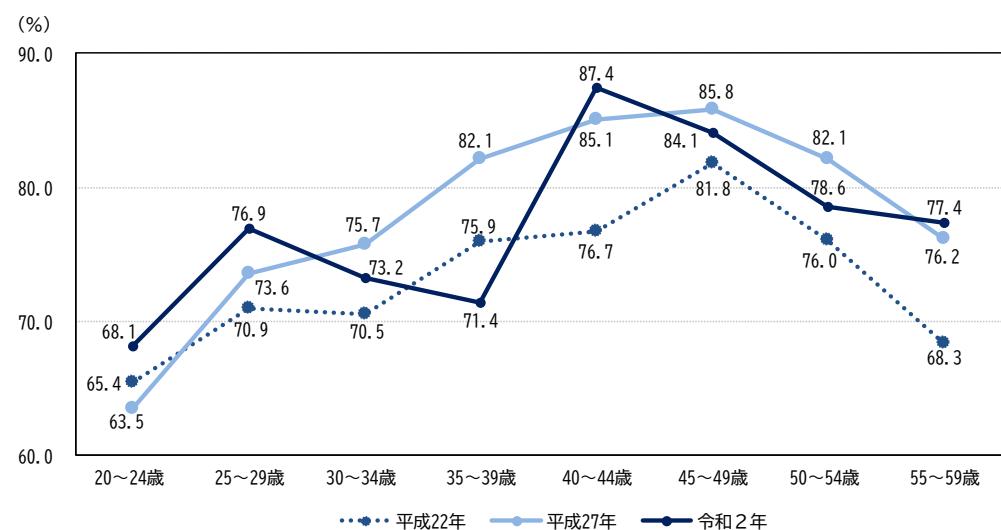
##### ■女性就業者と就業者における女性の占める割合の推移



#### (2) 女性の年齢別就業

女性の年齢別就業率について、国勢調査結果により平成 22 年以降の動向をみると、令和 2 年は 30 歳代の就業率が低下し、「いわゆる M 字カーブ」（結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた年代に再び上昇するという動き）の傾向が顕著となっています。

##### ■女性の年齢別就業率



資料：国勢調査

### (3) 総人口及び乳幼児から小学生までの推移

総人口及び乳幼児から小学生までの推移について、就学前児童人口は年々減少しており、令和12年には136人となる見通しです。総人口に占める割合も、令和3年の3.0%から令和12年には1.8%まで低下する見込みです。

小学生数も減少傾向が続いている、令和12年には186人となる見通しです。小学生比率についても、令和3年の4.4%から令和12年には2.4%へ低下する見込みです。

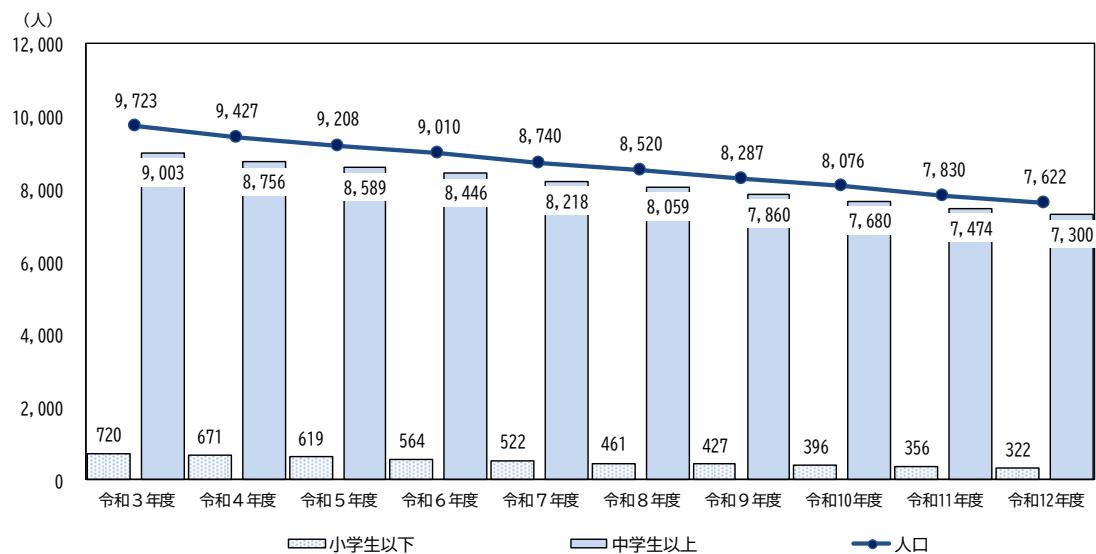
#### ■ 子どもの人口の今後の見通し

区分	実数					見通し					増減率 R7・R12
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	
総人口	9,723人	9,427人	9,208人	9,010人	8,740人	8,520人	8,287人	8,076人	7,830人	7,622人	0.9%
就学前児童人口	292人	264人	229人	201人	181人	170人	160人	147人	145人	136人	0.8%
0~2歳	116人	108人	100人	91人	77人	80人	77人	75人	70人	67人	0.9%
3~5歳	176人	156人	129人	110人	104人	90人	83人	72人	75人	69人	0.7%
就学前児童比率	3.0%	2.8%	2.5%	2.2%	2.1%	2.0%	1.9%	1.8%	1.9%	1.8%	0.9%
0~2歳比率	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%
3~5歳比率	1.8%	1.7%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%
小学生人口	428人	407人	390人	363人	341人	291人	267人	249人	211人	186人	0.5%
1~3年生	205人	193人	170人	165人	152人	128人	109人	102人	87人	80人	0.5%
4~6年生	223人	214人	220人	198人	189人	163人	158人	147人	124人	106人	0.6%
小学生比率	4.4%	4.3%	4.2%	4.0%	3.9%	3.4%	3.2%	3.1%	2.7%	2.4%	0.6%
1~3年生比率	2.1%	2.0%	1.8%	1.8%	1.7%	1.5%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	0.6%
4~6年生比率	2.3%	2.3%	2.4%	2.2%	2.2%	1.9%	1.9%	1.8%	1.6%	1.4%	0.6%

資料：実数=住民基本台帳（各年3月31日）、見通し=コホート変化率法※による推計値（各年4月1日）

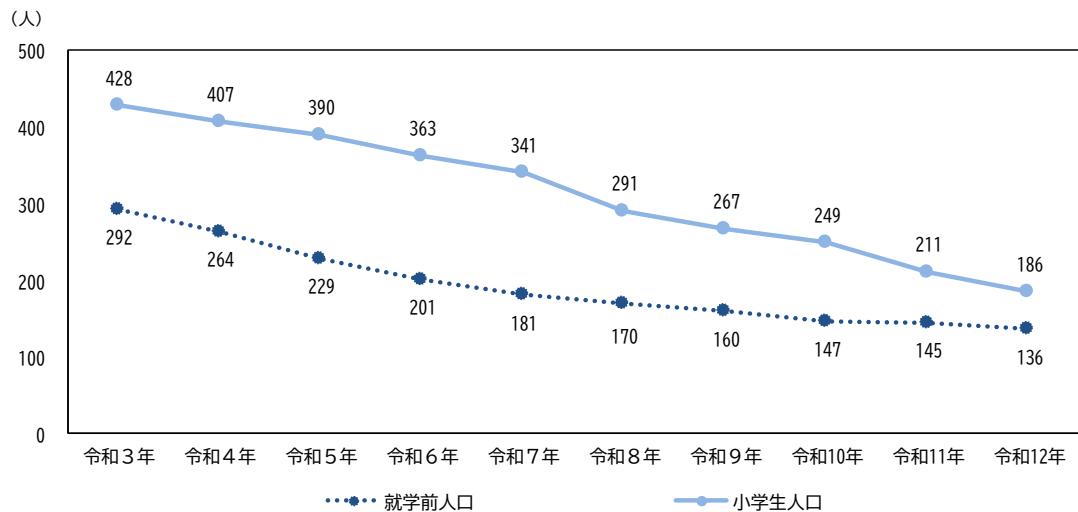
※コホート変化率法：「コホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人の集団のことを指し、「コホート変化法」とは、各コホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

## ■町全体と小学生までの人口の見通し



資料：R3～R7=住民基本台帳（各年3月31日）、R8以降=コーホート変化率法による推計値（各年4月1日）

## ■就学前児童と小学生の人口の見通し



資料：R3～R7=住民基本台帳（各年3月31日）、R8以降=コーホート変化率法による推計値（各年4月1日）

## 第2節 教育・保育施設の状況

### (1) 教育・保育施設

令和3年度までは、本町内に公立保育園が3園、公立幼稚園が1園ありましたが、令和4年4月に公私連携施設「おのまち認定こども園」が開園し、公立保育園・幼稚園が閉園となり、私立の認可外保育園に関しては令和8年3月末をもって閉園となります。

#### ■教育・保育施設利用者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1号認定	14人	25人	21人	23人	9人
2号認定	111人	96人	80人	65人	82人
3号認定(1・2歳)	38人	35人	41人	42人	35人
3号認定(0歳)	8人	19人	11人	15人	12人
合計	171人	175人	153人	145人	138人

資料:小野町

### (2) 児童館／放課後児童クラブ

令和7年4月に開館した「小野町児童館キラッと☆おの」にて児童館および放課後児童クラブ事業を実施しています。このほか、民間の放課後児童クラブ「あおぞら保育園学童部太陽組」があります。

#### ■放課後児童クラブ利用者数（実利用人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
低学年	66人	69人	63人	79人	80人
高学年	19人	30人	43人	45人	53人
合計	85人	99人	106人	124人	133人

資料:小野町

### (3) 公園

本町内には、子どもの利用に適した、タイプの異なる公園が整備されています。安全な利用を図るため、適正な維持管理に努めています。

#### ■主な公園一覧

	住所	備考
中央児童公園	小野新町字中通 150-2	
万景公園	小野新町字万景上 48	
小野公園	小野新町字美壳 地内	
緑とのふれあいの森公園	小戸神字宮ノ前 397-2	
その他		荒町河川公園

資料:小野町

## 第3節 アンケート調査結果の概要

- 回答割合は百分率で表し、小数点第2位を四捨五入して算出している。したがって、単一回答式の質問においては、回答割合を合計しても100.0%にならない場合がある。  
○複数回答式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、全ての選択肢の割合を合計すると100.0%を超える場合がある。

### 1 子ども・子育て支援ニーズ調査の概要

#### (1) 調査の目的

本町における子どもの保護者の教育・保育・子育て支援事業の利用に関する意向や、子どもとその保護者が置かれている環境等を把握した上で適切な計画を策定するため、ニーズ調査を実施しました。

#### (2) 調査の概要

- 調査対象者：ア 町内に居住する就学前児童が含まれる世帯の保護者：211世帯  
イ 町内に居住する小学生が含まれる世帯の保護者：372世帯  
実施期間：令和6年7月3日～7月22日  
調査方法：【就学前児童保護者】郵送配布・郵送回収  
【小学校児童保護者】学校配布・学校回収

#### (3) 回答結果

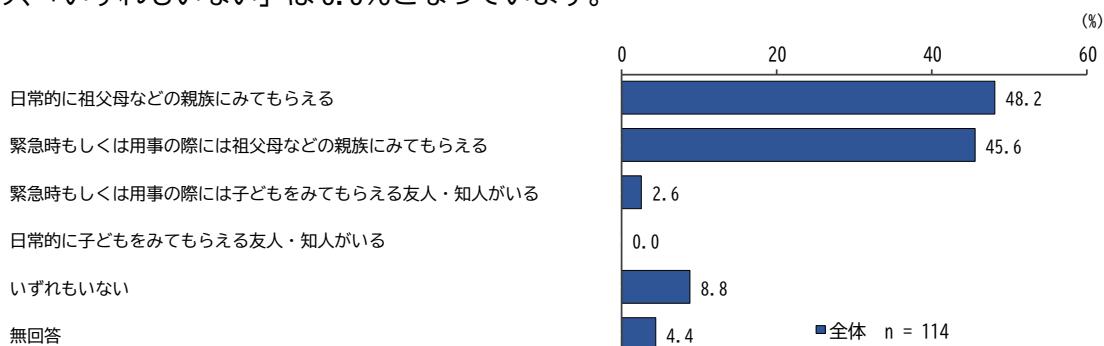
種類	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	211票	114票	54.0%
小学生	372票	317票	85.2%

※注：有効回収数=白紙回答を除いた数

#### (4) 調査結果の概要

##### 【1】日ごろ、子どもをみてもらえる人〈就学前児童の保護者〉

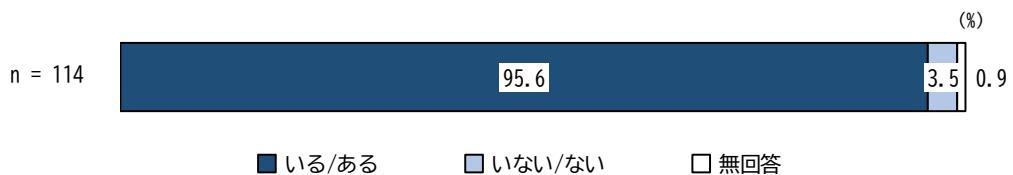
日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が48.2%と最も高く、以下、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が45.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が2.6%となっており、「いずれもいない」は8.8%となっています。



## 【2】子育てに関する相談

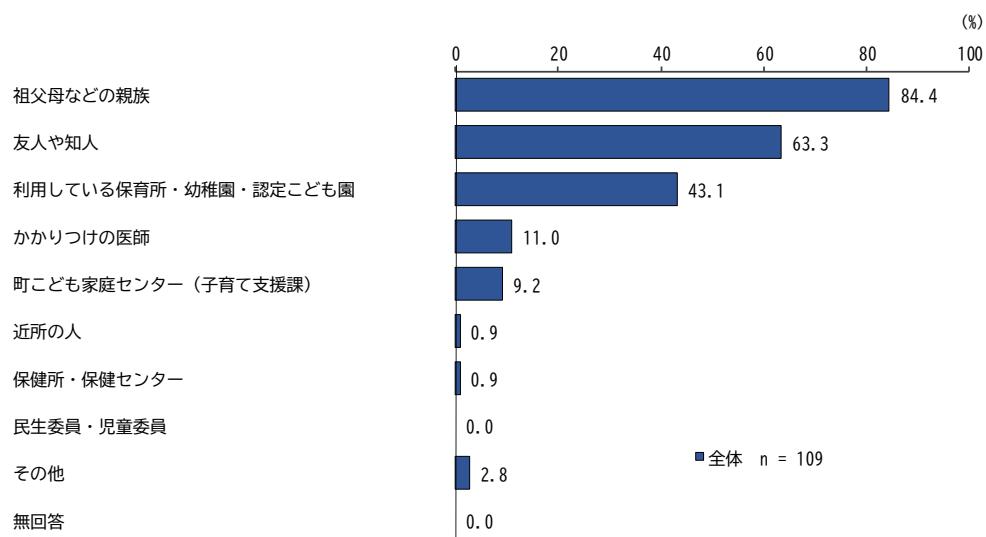
### ■子育てをする上で、気軽に相談できる人（場所）〈就学前児童の保護者〉

気軽に相談できる人や相談できる場所があるかについては、「いる／ある」が 95.6%と多数を占め、「いない／ない」が 3.5%となっています。



### ■気軽に相談できる先 〈就学前児童の保護者〉

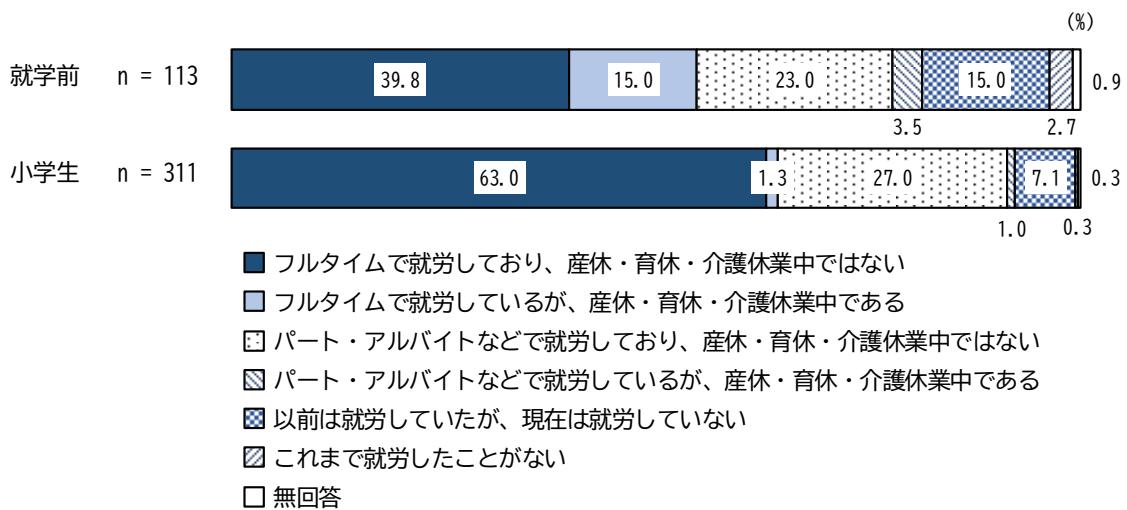
気軽に相談できる先は、「祖父母などの親族」が 84.4%と最も高く、「友人や知人」(63.3%)、「利用している保育所・幼稚園・認定こども園」(43.1%) が上位となっています。



### 【3】母親の就労状況 〈就学前児童の保護者、小学生の保護者〉

母親の就労状況について、「フルタイム就労（就労中・休業中）」及び「パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中）」を合わせた『就労している』は、就学前児童では 81.3%、小学生では 92.3% となっています。

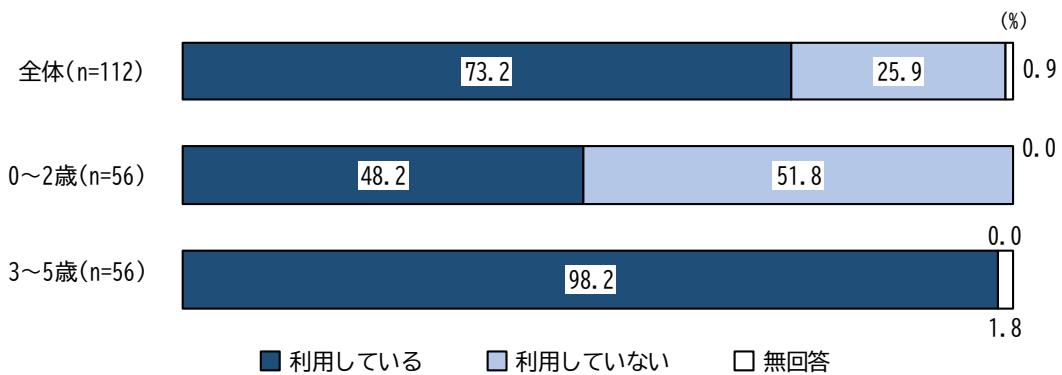
第2期計画策定時と比較すると、就学前では「フルタイム」が 50.5% (44.8%+5.7%) から 54.8% (39.8%+15.0%) に増え、特に「産休中等」が 9.3 ポイント増と大きく増加しています。



### 【4】定期的な教育・保育事業の利用状況

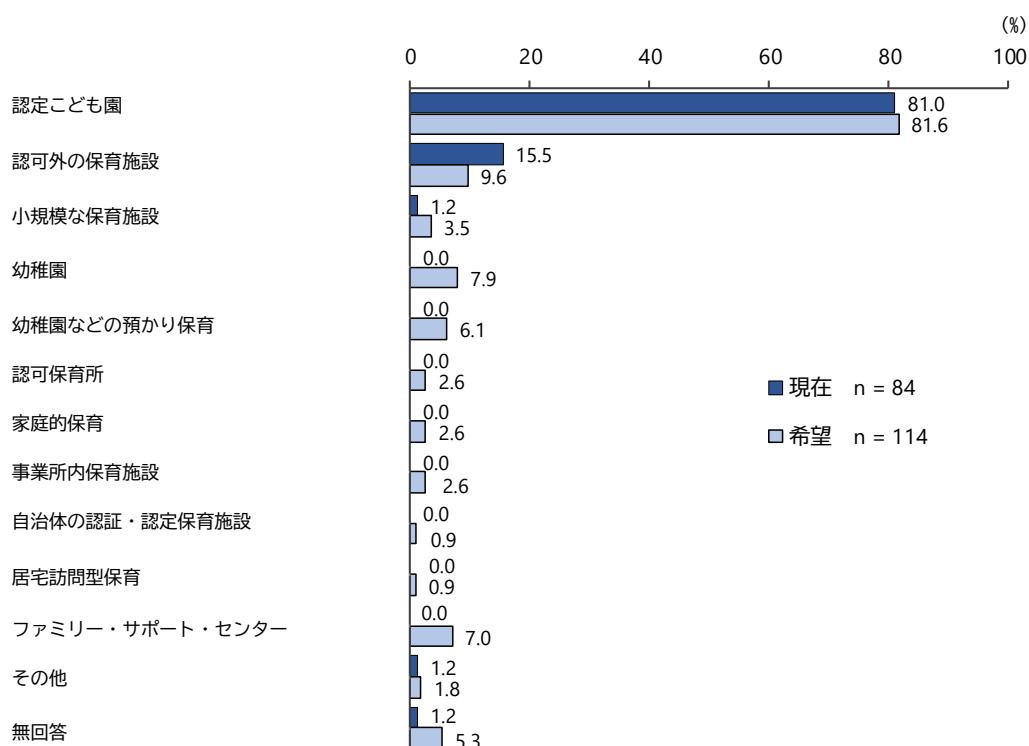
#### ■ 平日の定期的な教育・保育事業利用の有無 〈就学前児童の保護者〉

現在、平日の認定こども園などの定期的な教育・保育事業の利用は、「利用している」が 73.2% と多数を占め、「利用していない」は 25.9% となっています。年齢別にみると、「利用している」は 0～2 歳では 48.2% であるのに対し、3～5 歳では 98.2% と多数を占めています（無回答が 1 人・1.8%）。



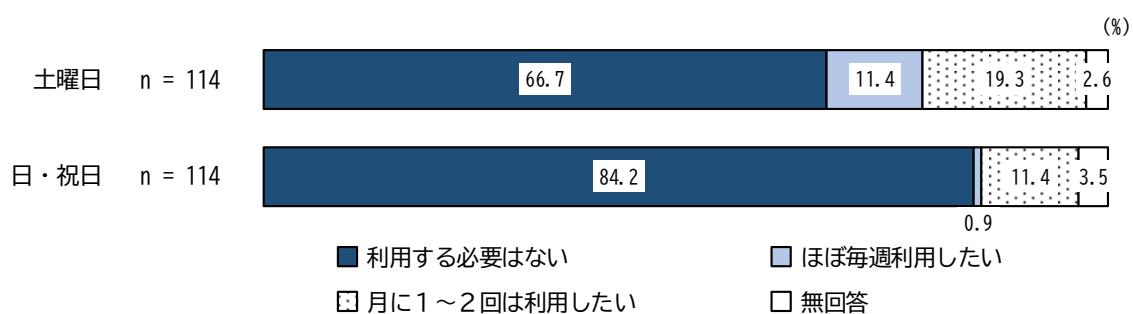
## ■平日の教育・保育事業の利用状況と利用希望〈就学前児童の保護者〉

平日に利用している教育・保育事業の種類は、「認定こども園」が81.0%と最も高く、以下「認可外の保育施設」(15.5%)、「小規模な保育施設」(1.2%)となっています。また、平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「認定こども園」が81.6%と最も高く、以下、「認可外の保育施設」(9.6%)、「幼稚園」(7.9%)、「ファミリー・サポート・センター」(7.0%)、「幼稚園などの預かり保育」(6.1%)と続いています。



## ■土曜、日・祝日の教育・保育事業の利用希望〈就学前児童の保護者〉

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」が11.4%、「月に1～2回は利用したい」が19.3%と、約3割(30.7%)の方が希望しています。日曜日・祝日では「ほぼ毎週利用したい」が0.9%、「月に1～2回は利用したい」が11.4%と、約1割(12.3%)の方が利用を希望しています。

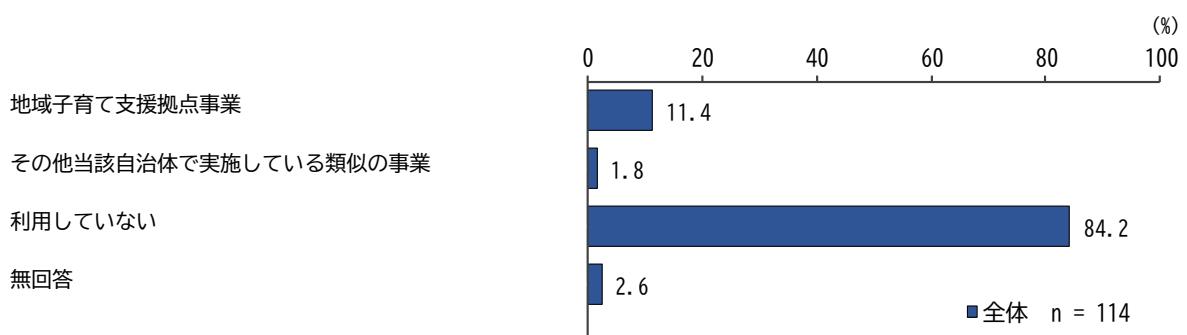


## 【5】地域子育て支援拠点事業の利用希望〈就学前児童の保護者〉

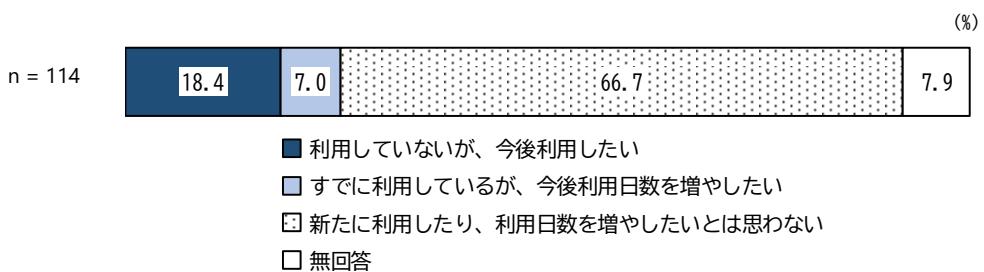
地域子育て支援拠点事業（乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業）を現在利用している就学前児童（保護者）は、「地域子育て支援拠点事業」が11.4%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が1.8%となっています。第2期計画策定時では「地域子育て支援拠点事業」が6.1%であったことから、利用者が増加している状況が伺えます。

今後の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」が18.4%、「すでに利用しているが、今後日数を増やしたい」が7.0%となっており、新規利用や利用増を希望する方が、合わせて約25%となっています。

### 【現在】



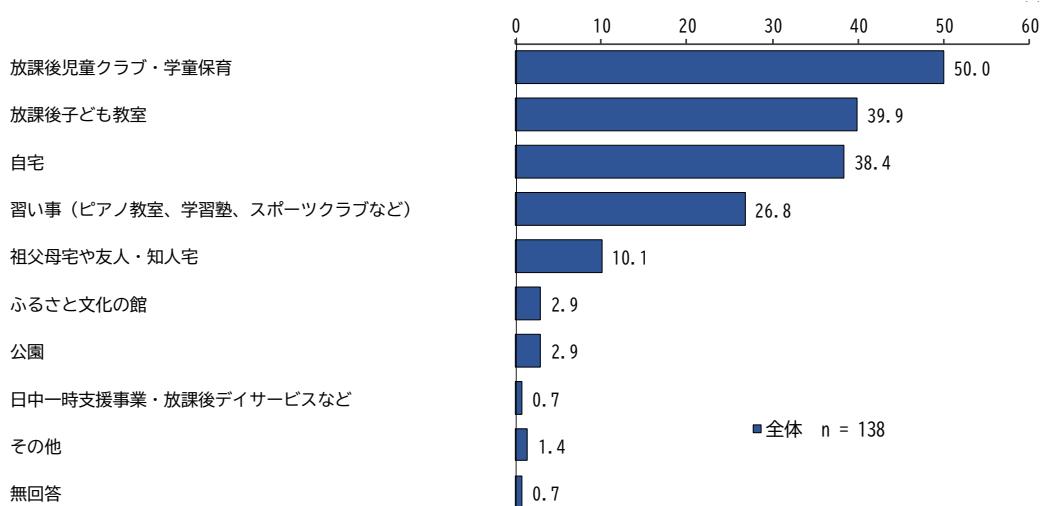
### 【今後】



## 【6】放課後の過ごし方

### ■小学校低学年（1～3学年）の放課後の過ごし方（複数回答）〈小学生の保護者〉

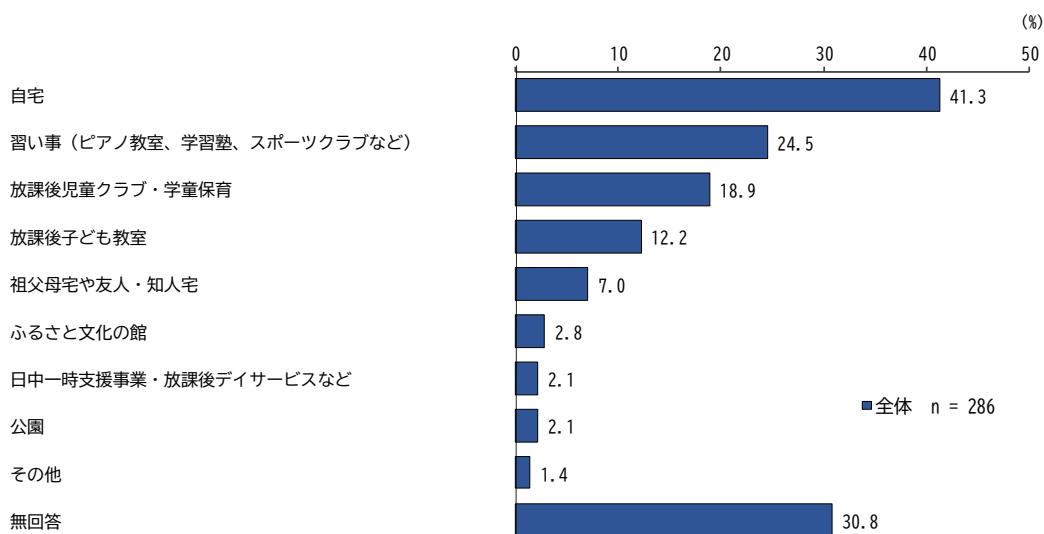
放課後（低学年（1～3年生））に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ・学童保育」が50.0%と最も高く、以下、「放課後子ども教室」（39.9%）、「自宅」（38.4%）、「習い事（ピアノ教室、学習塾、スポーツクラブなど）」（26.8%）となっています。第2期計画策定時と比較すると、「自宅」（38.3%）は同様であるものの、「放課後児童クラブ・学童保育」（25.8%）や「放課後子ども教室」（18.3%）、「習い事」（15.8%）は大幅な増加となっています。



### ■小学校高学年（4～6学年）の放課後の過ごし方（複数回答）〈小学生の保護者〉

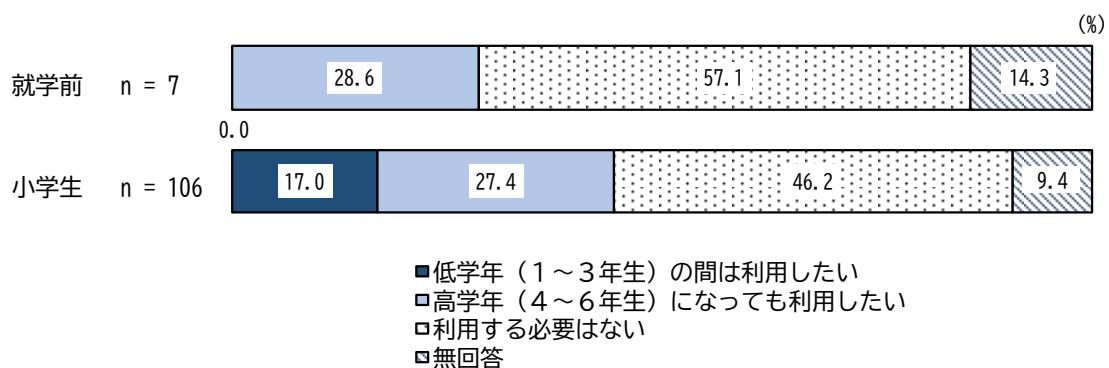
放課後（小学校高学年（4～6年生））に過ごさせたい場所は、「自宅」が41.3%と最も高く、以下、「習い事（ピアノ教室、学習塾、スポーツクラブなど）」（24.5%）、「放課後児童クラブ・学童保育」（18.9%）、「放課後子ども教室」（12.2%）となっています。

第2期計画策定時も「自宅」（49.2%）や「習い事」（33.3%）が上位となっています。



## ■土曜日の放課後児童クラブの利用希望〈就学前児童の保護者、小学生の保護者〉

土曜日の放課後児童クラブの利用希望については、「利用する必要はない」が、就学前児童で 57.1%、小学生で 46.2%と、いずれも約半数を占めています。一方、「利用したい」と回答した割合は、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が就学前児童で 28.6%、小学生で 27.4%となっており、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」は就学前児童で 0.0%、小学生で 17.0%となっています。

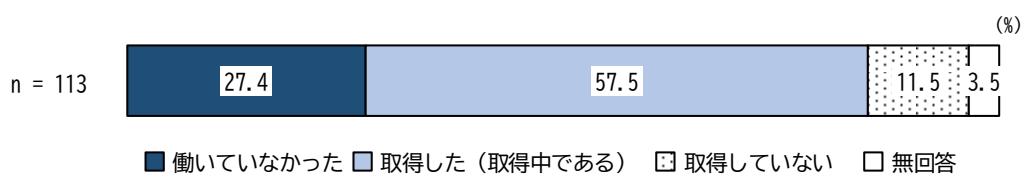


## 【7】育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度について

### ■育児休業の取得状況〈就学前児童の保護者〉

母親の育児休業の取得については、「取得した（取得中である）」が 57.5%と最も高く、「働いていなかった」が 27.4%、「取得していない」が 11.5%となっています。第2期計画策定期は「取得した」が 50.0%、「働いていなかった」が 32.5%、「取得していない」が 13.7%であり、働いている・取得した方が増えています。父親で「取得した（取得中である）」と回答があったのは 5.5%であり、第2次計画策定期の 1.4%からわずかながら増加しています。

#### 【母親】

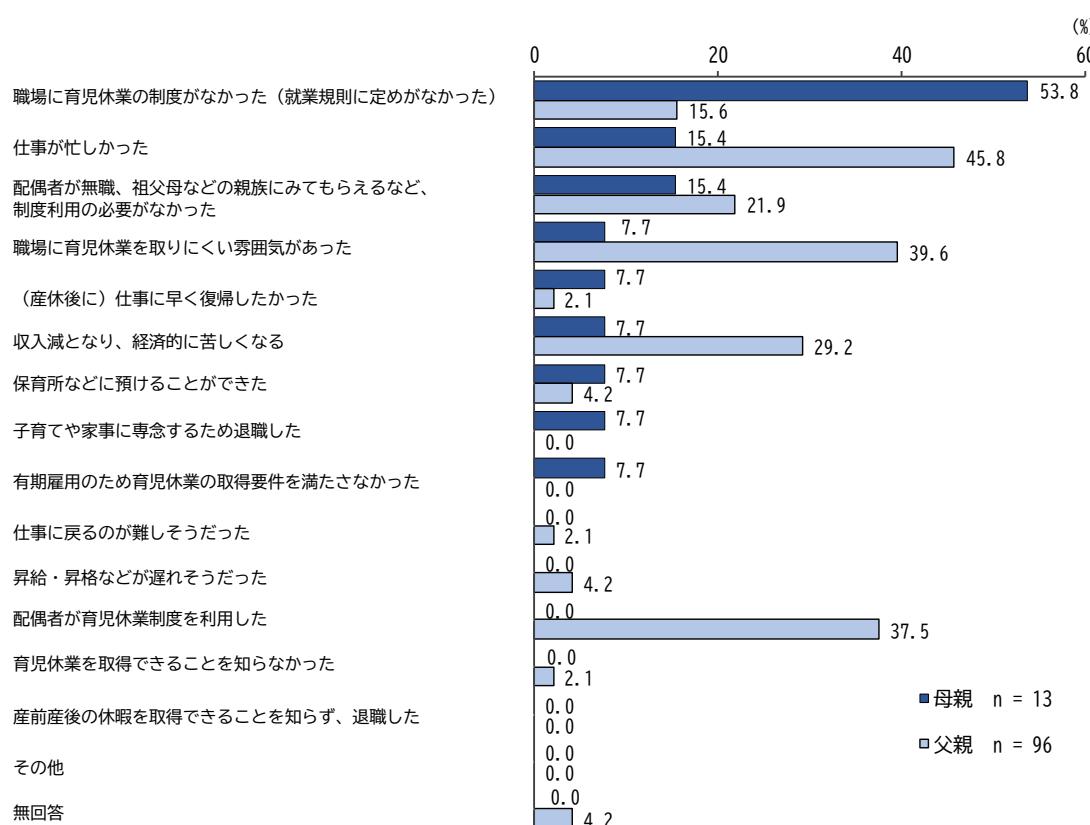


#### 【父親】



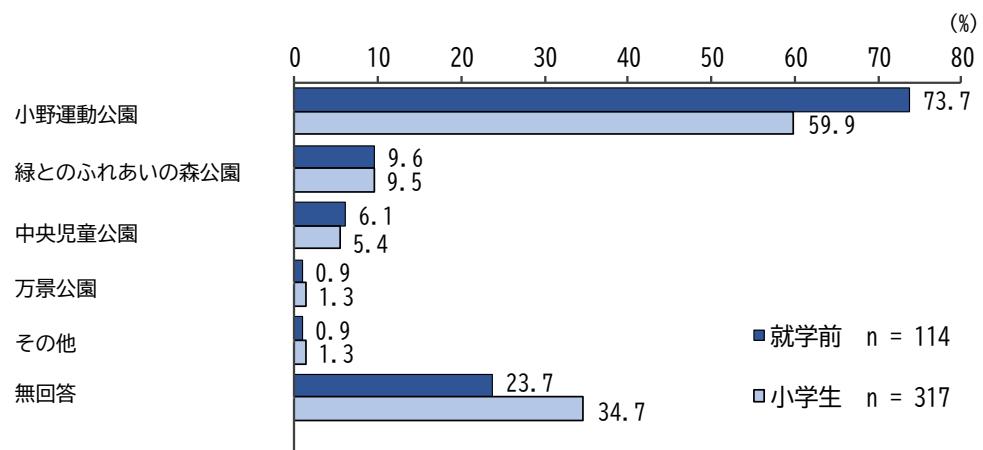
## ■育児休業を取得しなかった理由〈就学前児童の保護者〉

母親が育児休業を取得しなかった理由は、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が53.8%と最も高く、以下、「仕事が忙しかった」及び「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度利用の必要がなかった」がともに15.4%などとなっています。また、第2期計画策定時に最も高い比率であった「子育てや家事に専念するために退職した」は7.7%と前回の31.0%から大幅に減少しました。このほか「職場に育児休業の制度がなかった」は53.8%と前回の17.2%から大幅に増加しました。父親については、「仕事が忙しかった」が45.8%と最も高く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が39.6%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が37.5%などとなっており、第2期計画策定時とおおむね同様の傾向が見受けられました。



## 【7】公園の利用について 〈就学前児童の保護者、小学生の保護者〉

町内にある公園で1年以内に利用したことのある施設は、「小野運動公園」が最も高く、就学前では73.7%、小学生では59.9%となっています。



## 2 小中学生アンケート調査

### (1) 調査の目的

小学5年生・中学2年生本人及びその保護者を対象に、普段の生活や考え方、家庭の経済状況、必要な支援等を把握することを目的として、「小中学生アンケート調査」を実施しました。

### (2) 調査の概要

調査対象者：小学校5年生とその保護者 54世帯

中学校2年生とその保護者 76世帯

実施期間：令和7年9月24日(水)～10月10日(金)

調査方法：学校配布・学校回収

### (3) 回収結果

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
小学5年生	54票	43票	79.6%
小学5年生の保護者	54票	44票	81.5%
中学2年生	76票	44票	57.9%
中学2年生の保護者	76票	43票	56.6%

※注：有効回収数=白紙回答を除いた数

## (4) 調査結果の概要

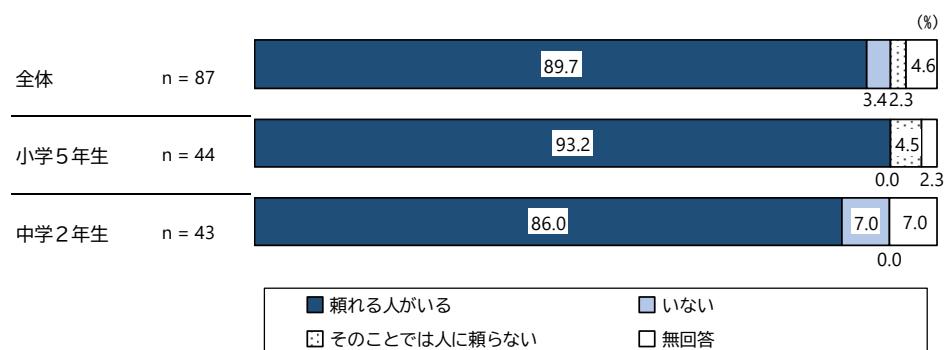
### 【保護者アンケート結果】

#### 【1】悩み事や相談について

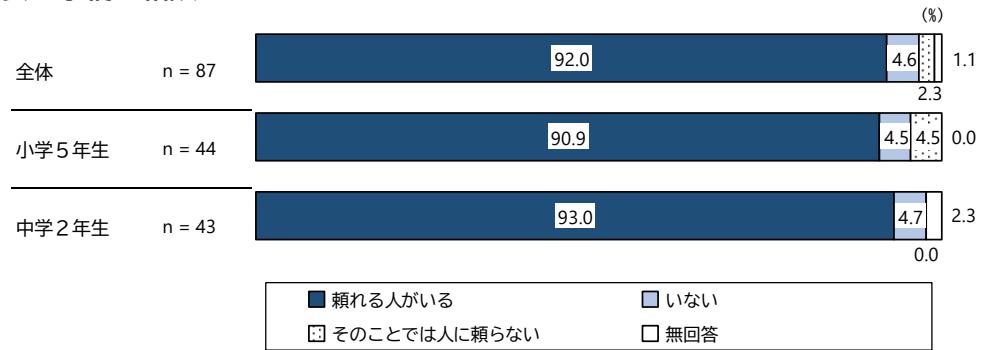
##### ■頼れる人の有無

頼れる人の有無について、『A 子育てに関する相談』では、「頼れる人がいる」が全体、学年別いずれも約9割となっています。一方で、中学2年生保護者では7.0%が「いない」と回答しています。『B 重要な事柄の相談』では、「頼れる人がいる」が全体、学年別いずれも9割以上となっています。『C いざという時のお金の援助』では、学年別にみると小学5年生保護者で「頼れる人がいる」が72.7%と、中学2年生保護者と比べ7.6ポイント高くなっています。

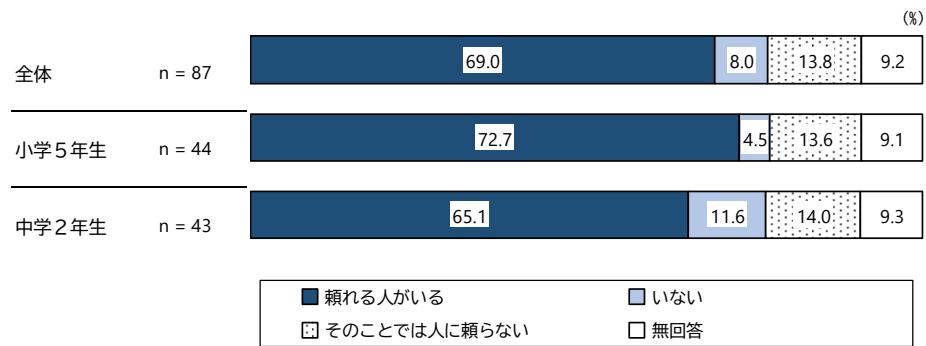
##### <A 子育てに関する相談>



##### <B 重要な事柄の相談>

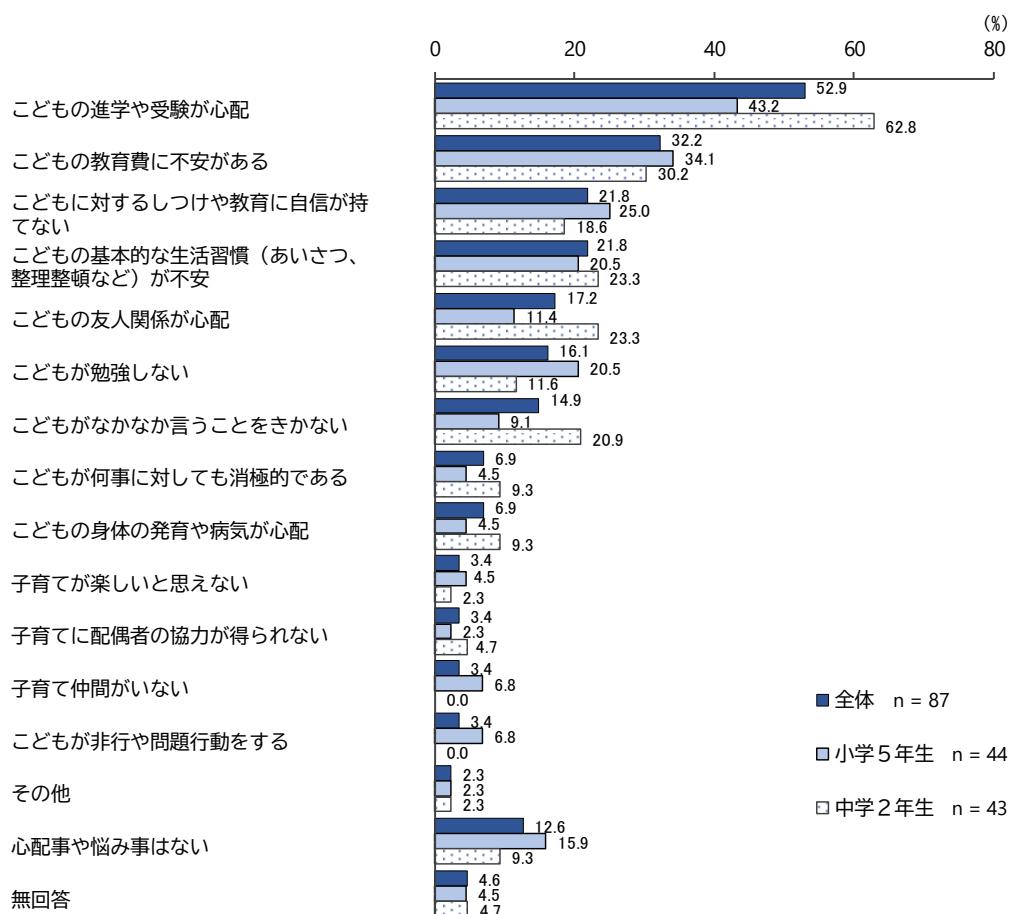


##### <C いざという時のお金の援助>



## ■子育てに関する心配事・悩み事

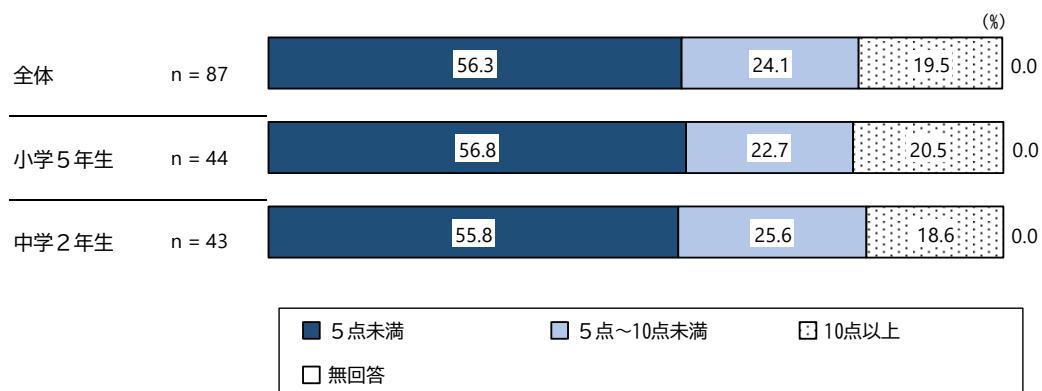
子育てに関する心配事・悩み事について、全体、学年別いずれも「子どもの進学や受験が心配」が4割以上と最も高くなっています。中学2年生保護者では62.8%と、小学5年生保護者と比べ19.6ポイント高くなっています。



## 【2】自身のことや生活の状況等について

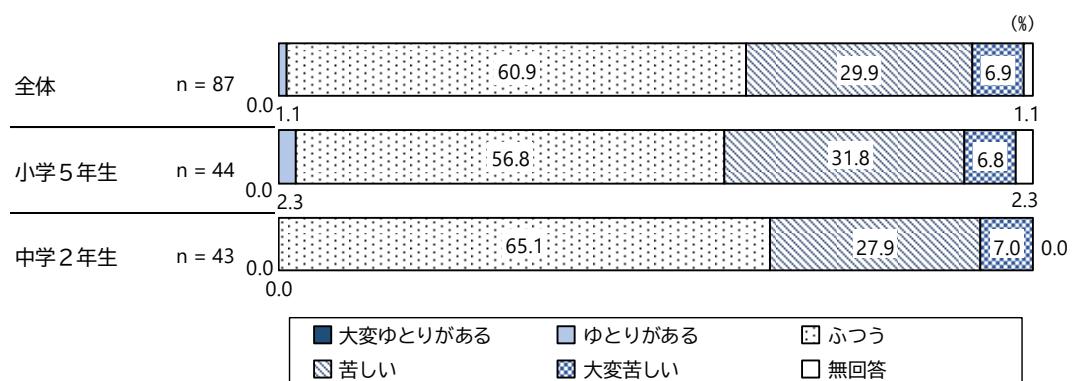
### ■精神状況【精神的得点「K 6得点」】

精神状況について、全体、学年別いずれも「5点未満（異常なし）」が5割以上と最も高くなっています。一方、約2割が10点以上（心に何らかの精神的不調を抱えている状態）に該当しています。



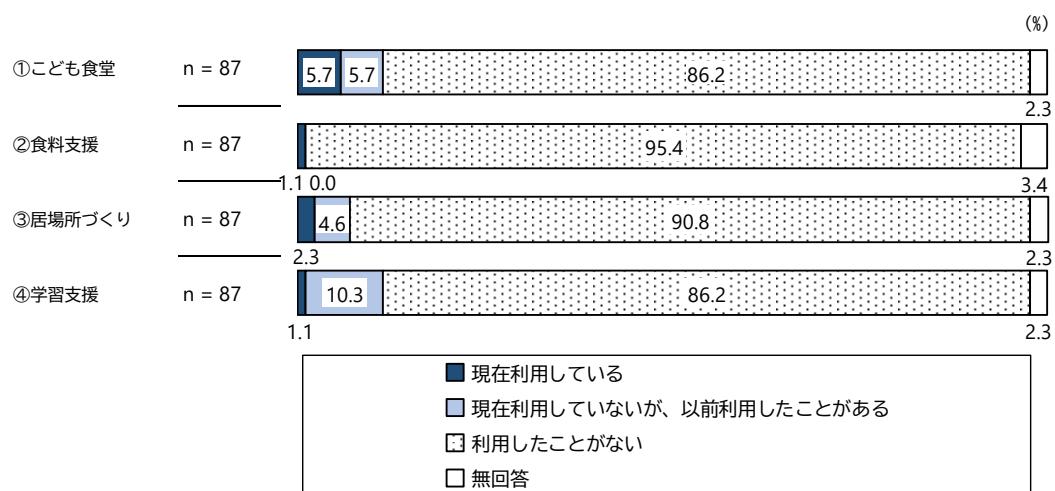
## ■現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況について、全体、学年別いずれも「ふつう」が約6割と最も高くなっています。《苦しい》（「苦しい」 + 「大変苦しい」）の回答をみると、3割以上の方が該当しています。



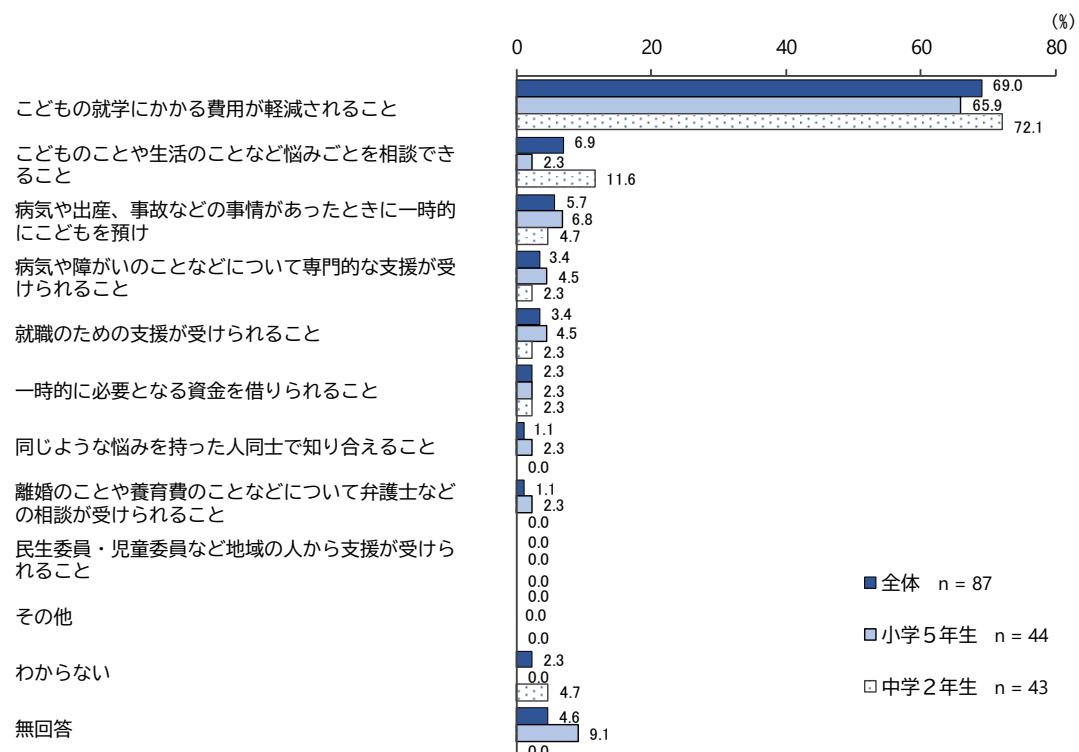
## ■支援制度の利用状況

支援制度の利用状況について、すべての項目で「利用したことがない」約9割を占めています。



## ■現在必要としていること・重要だと思う支援等

現在必要としていること・重要だと思う支援等について、全体、学年別いずれも「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が約7割と最も高く、中学2年生保護者では「子どものことや生活のことなど悩みごとが相談できること」が11.6%と小学5年生保護者と比べ9.3ポイント高くなっています。

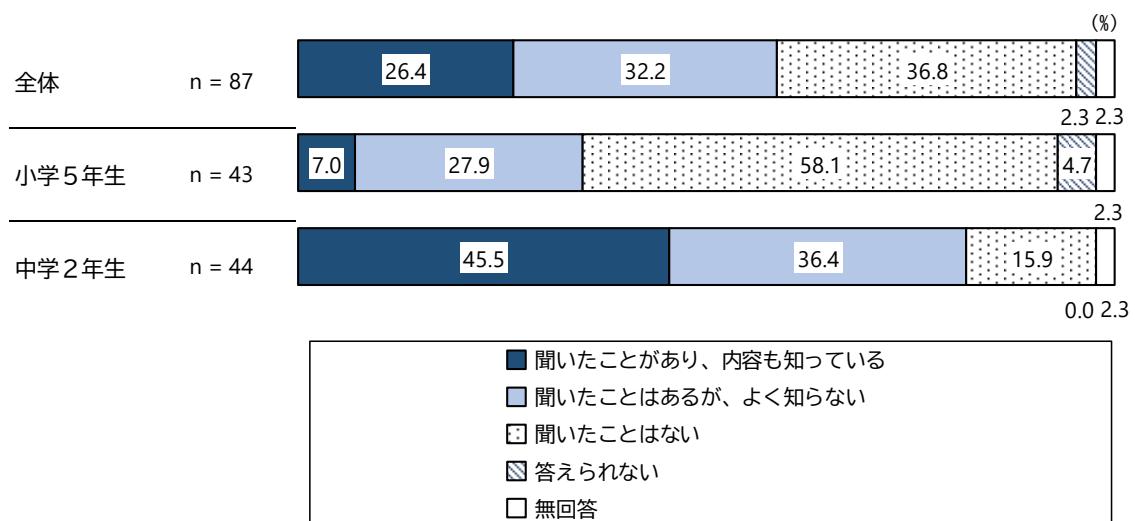


## 【児童・生徒アンケート結果】

### 【1】ヤングケアラーについて

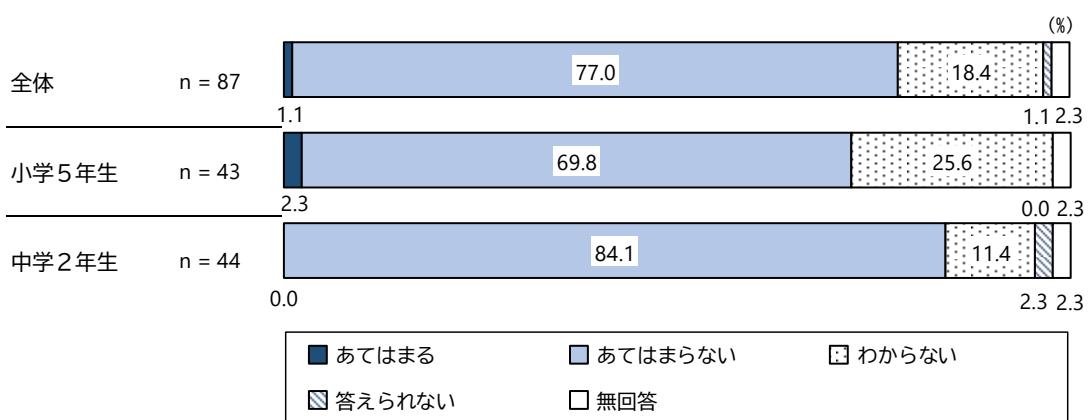
#### ■ 「ヤングケアラー」という言葉の認知度

「ヤングケアラー」という言葉の認知度について、全体では、「聞いたことがない」が36.8%と最も高くなっています。学年別でみると、小学5年生では、「聞いたことがない」が58.1%と最も高く、中学2年生では、「聞いたことがあります、内容も知っている」が45.5%と最も高くなっています。



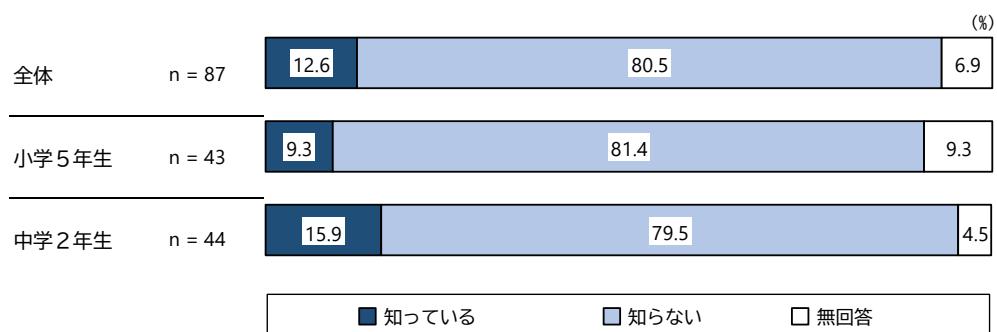
#### ■ 「ヤングケアラー」への該当状況

ヤングケアラーにあてはまると思うかについて、全体、学年別いずれも「あてはまらない」が約7～8割を占めています。一方、小学5年生では、「あてはまる」と回答した方が2.3%となっています。



## ■ 「ヤングケアラー」の相談窓口の認知度

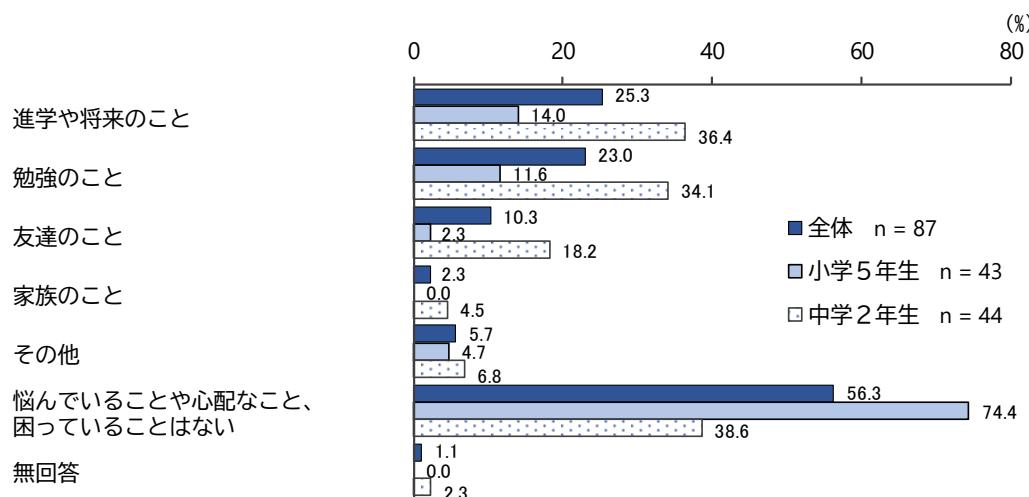
「ヤングケアラー」の相談窓口の認知度について、全体、学年別いずれも「知らない」が約8割となっています。



## 【2】日頃の意識や生活について

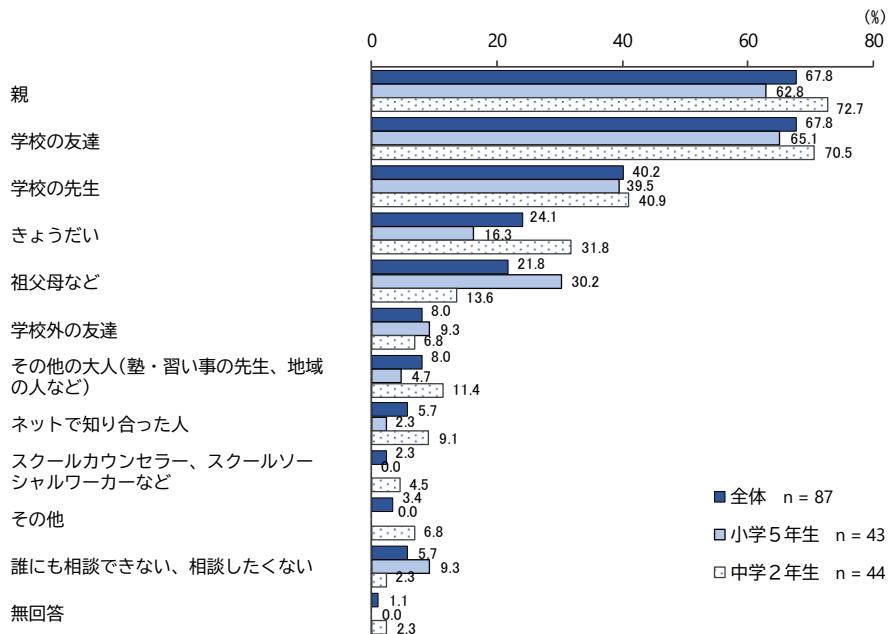
### ■ 悩みや心配ごと

悩みや心配ごとについて、全体、学年別いずれも、「進学や将来のこと」が最も高く、次いで、「勉強のこと」となっており、中学2年生で3割以上と高くなっています。一方、「悩んでいることや心配なこと、困っていることはない」は小学5年生で74.4%、中学2年生で38.6%と高くなっています。



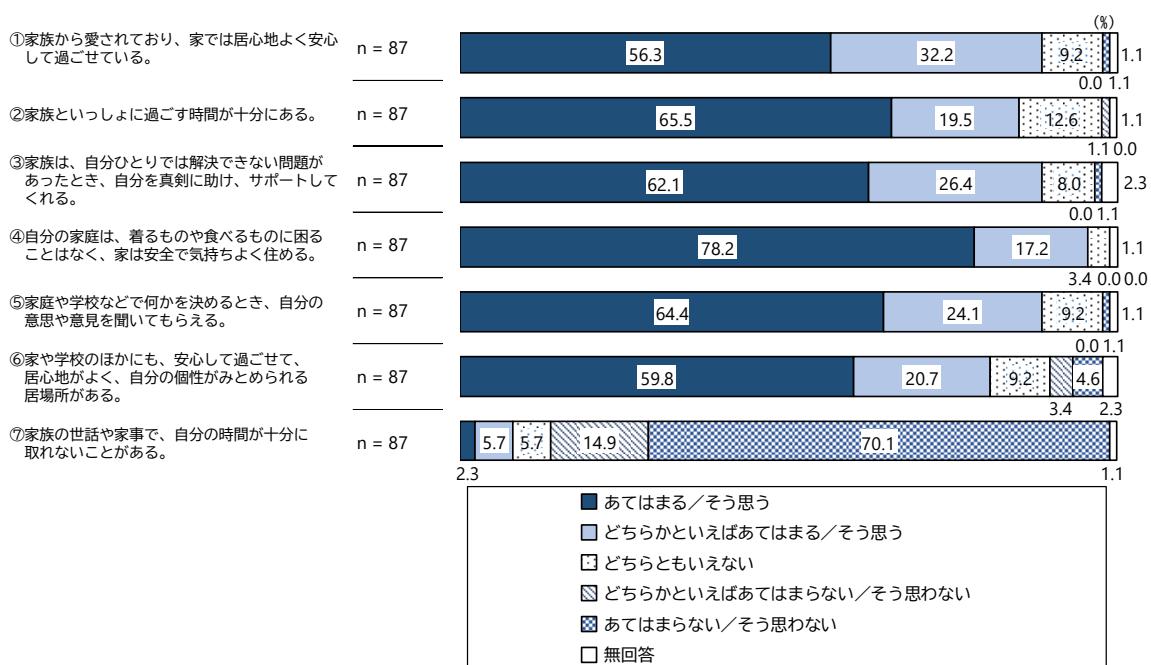
## ■悩みや心配ごとを相談できると思う人

悩みや心配ごとを相談できると思う人について、全体、学年別いずれも、「親」、「学校の友達」が約6～7割と高くなっています。一方、小学5年生では、約1割が「誰にも相談できない、相談したくない」と回答しています。



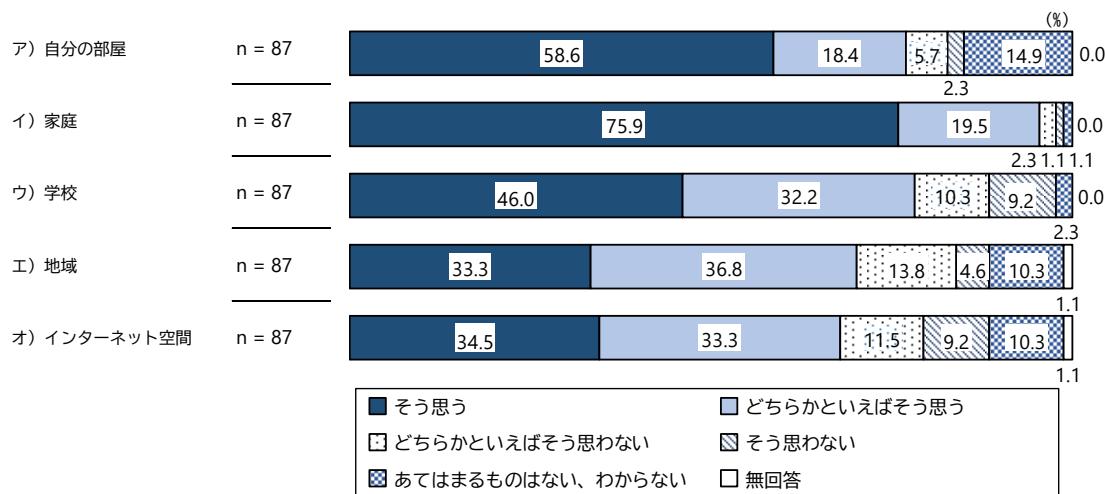
## ■児童・生徒の現在の状況

現在の状況について、『①家族から愛されており、家では居心地よく安心して過ごせている。』、『③家族は、自分ひとりでは解決できない問題があったとき、自分を真剣に助け、サポートしてくれる。』、『④自分の家庭は、着るものや食べるものに困ることではなく、家は安全で気持ちよく住める。』、『⑤家庭や学校などで何かを決めるとき、自分の意思や意見を聞いてもらえる。』では《あてはまる／そう思う》（「あてはまる／そう思う」+「どちらかといえばあてはまる／そう思う」）が約9割と高くなっています。『⑦家族の世話や家事で自分の時間が十分に取れないことがある。』では8.0%が《あてはまる／そう思う》と回答しています。



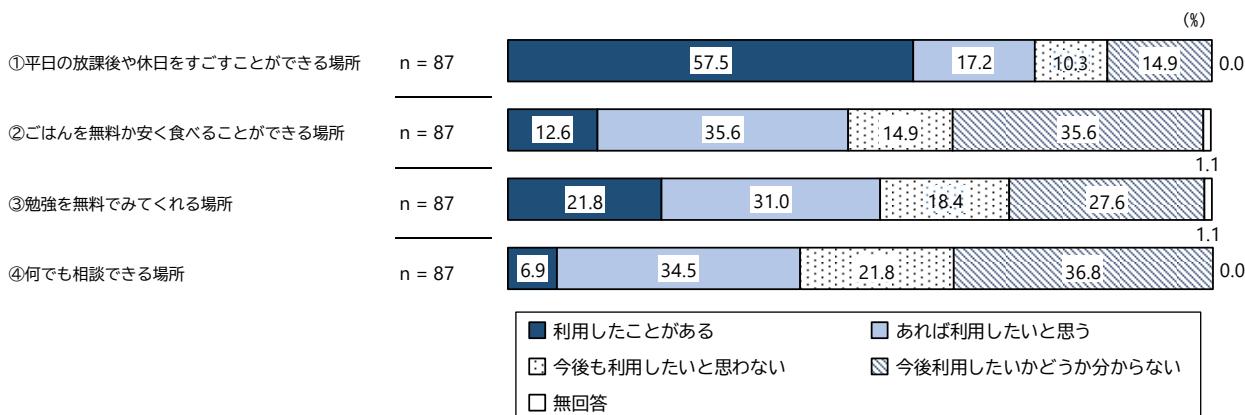
## ■安心できる居場所（ほっとできる場所、居心地のいい場所）

安心できる居場所について、『イ）家庭』では《そう思う》（「そう思う」 + 「どちらかといえばそう思う」）が9割以上と最も高くなっています。一方、『ウ）学校』、『エ）地域』、『オ）インターネット空間』では《そう思わない》（「どちらかといえばそう思わない」 + 「そう思わない」）が約2割となっています。



## ■安心できる居場所の利用経験、利用希望

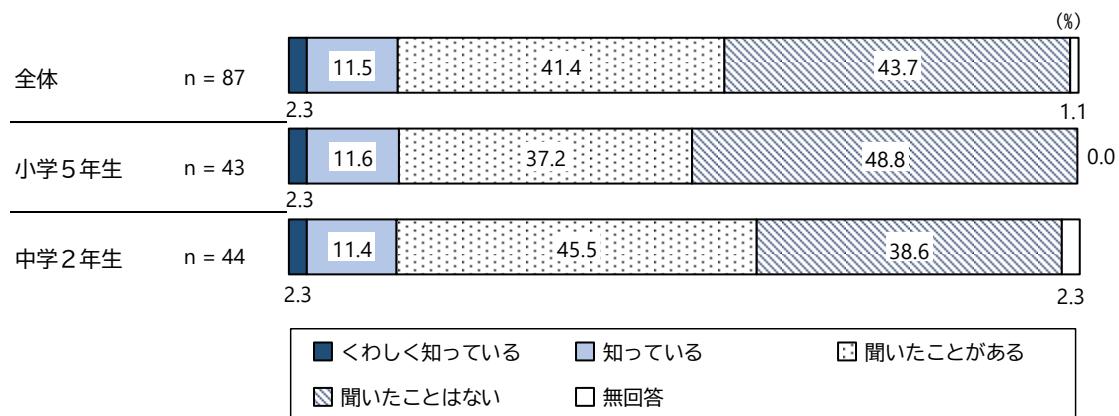
安心できる居場所の利用経験、利用希望について、『①平日の放課後、すごすことができる場所』では、「利用したことがある」が57.5%と他の項目と比べ最も高くなっています。また、『②ごはんを無料か安く食べることができる場所』、『③勉強を無料でみてくれる場所』、『④何でも相談できる場所』では、「あれば利用したいと思う」が3割以上となっています。



### 【3】子どもの権利※について

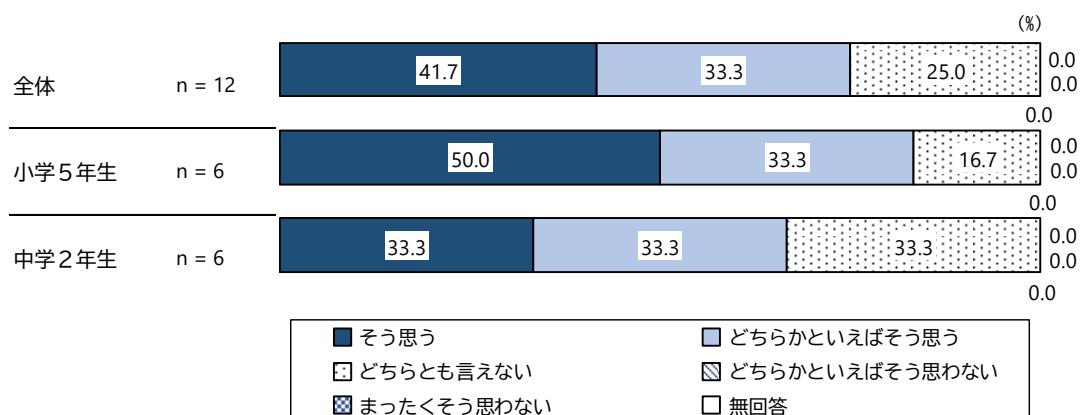
#### ■「子どもの権利」の認知度

「子どもの権利」の認知度について、全体、学年別のいずれも《知っている》（「くわしく知っている」+「知っている」）は約1割にとどまっています。



#### ■自身の「子どもの権利」は守られていると思うか

自身の「子どもの権利」は守られていると思うかについて、全体、学年別では《そう思う》（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が約7～8割となっています。

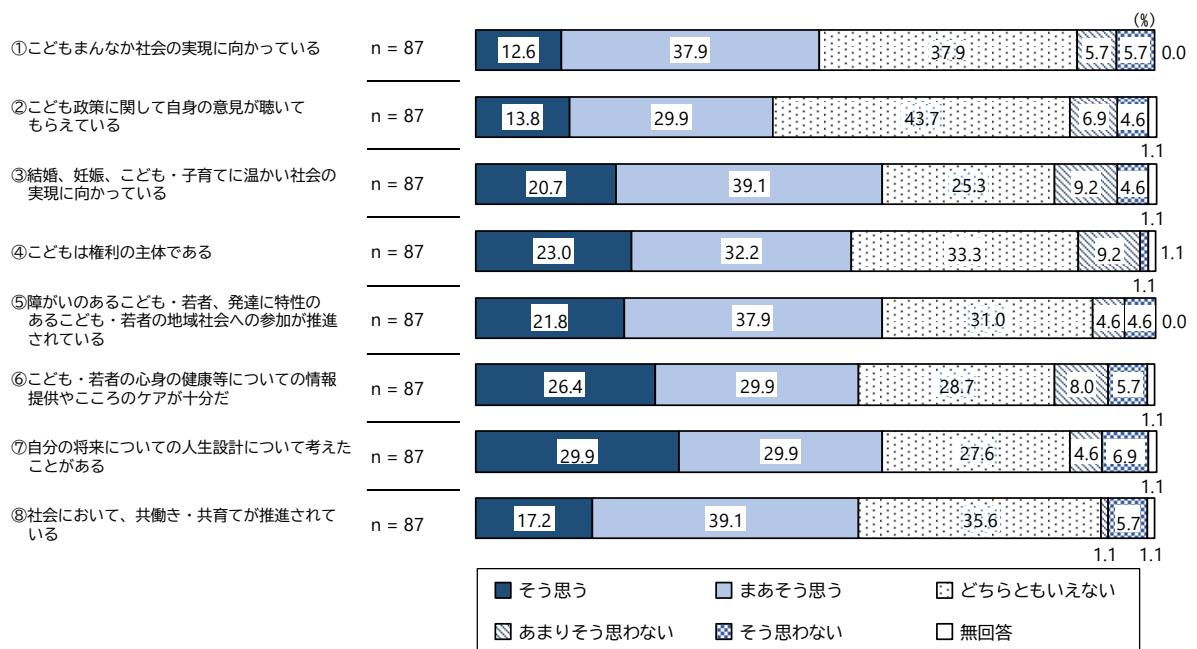


※子どもの権利：子どもが一人の人として尊重され、安心して生活し、自分の意見を表明しながら、さまざまな活動や経験を行うことができる

## 【4】小野町の施策やこどもまんなか社会について

### ■ こどもまんなか社会についての考え方

こどもまんなか社会について、『③結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている』、『⑤障がいのあるこども・若者の地域社会への参加が推進されている』、『⑦自分の将来についての人生設計について考えたことがある』では《そう思う》（「そう思う」+「まあそう思う」）が約6割と他の項目に比べやや高くなっています。一方、『①こどもまんなか社会の実現に向かっている』、『②こども政策に関して自身の意見が聴いてもらっている』では概ね5割以下となっています。



### 3 若者アンケート調査

#### (1) 調査の目的

18～39歳を対象に、普段の意識や居場所、結婚の希望、必要な支援等を把握することを目的として、「若者アンケート調査」を実施しました。

#### (2) 調査の概要

調査対象者：18～39歳以下の町民 1,493人

実施期間：令和7年9月24日(水)～10月10日(金)

調査方法：郵送配布・郵送回収

#### (3) 回収結果

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
若者アンケート調査	1,493票	299票	20.0%

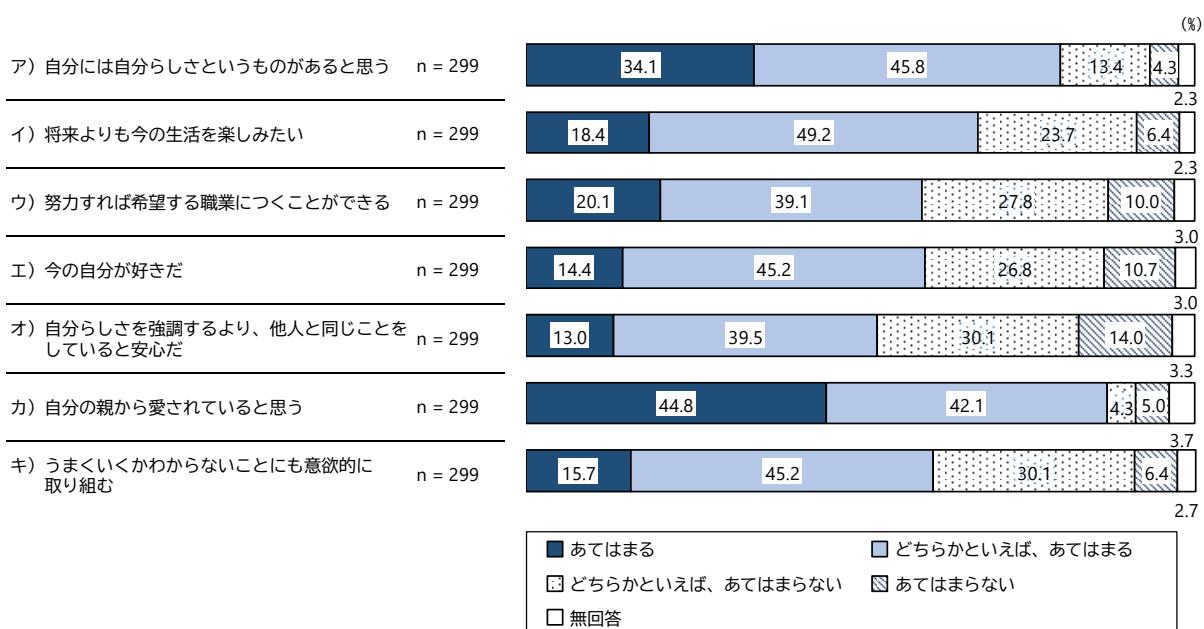
※注：有効回収数=白紙回答を除いた数

#### (4) 調査結果の概要

##### 【1】日頃の意識や生活について

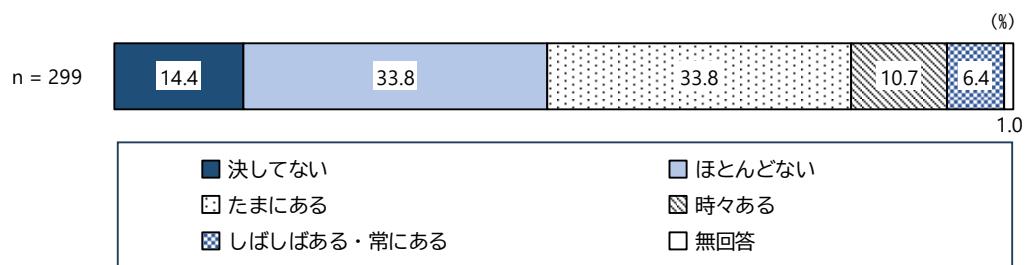
###### ■自身について

自身について、『力）自分の親から愛されていると思う』では《あてはまる》（「あてはまる」 + 「どちらかといえば、あてはまる」）が86.9%と他の項目と比べ高くなっています。自己肯定感に関連する項目『ア）自分には自分らしさというものがあると思う』をみると、《あてはまる》は79.9%となっていますが、『工）今の自分が好きだ』をみると、《あてはまる》は6割以下にとどまっています。



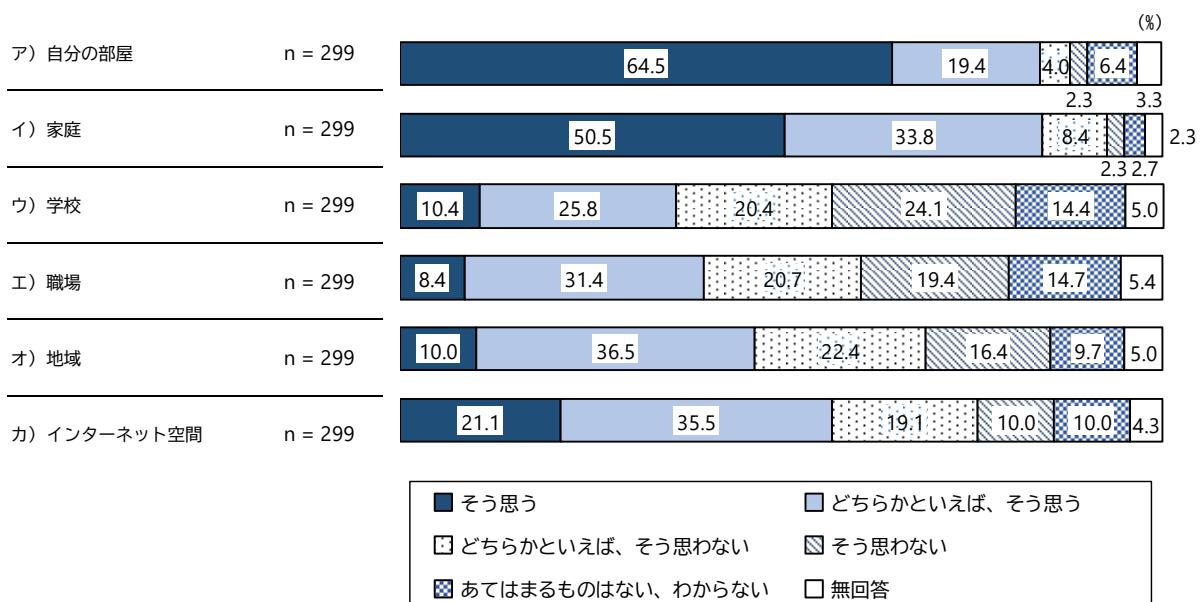
## ■孤独感の有無

孤独感について、「ほとんどない」、「たまにある」がともに33.8%と最も高くなっています。一方、「しばしばある・常にある」が6.4%となっています。



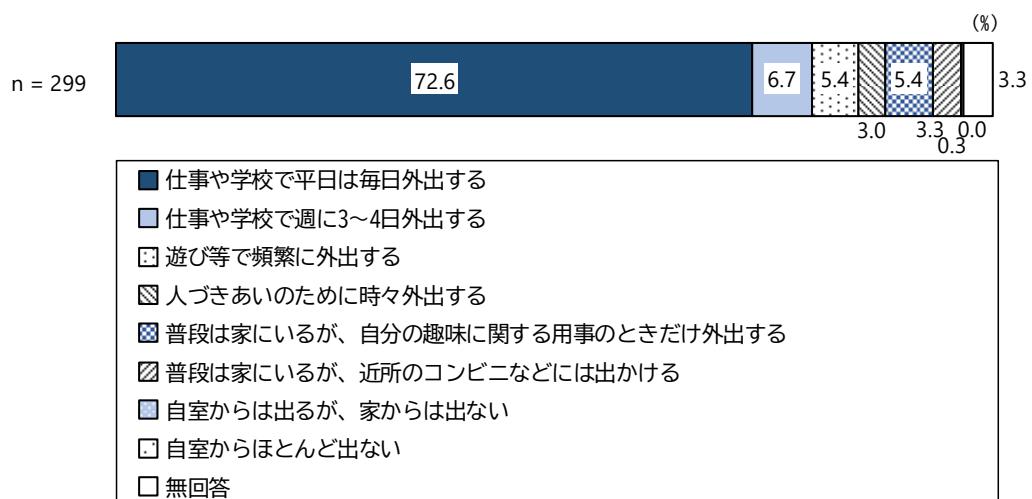
## ■安心できる居場所（ほっとできる場所、居心地のいい場所）

安心できる居場所について、『ア）自分の部屋』、『イ）家庭』では《そう思う》（「そう思う」 + 「どちらかといえば、そう思う」）が8割以上と高くなっています。『ウ）学校』、『工）職場』、『オ）地域』では《そう思わない》（「どちらかといえば、そう思わない」 + 「そう思わない」）が約4割と他の項目に比べ高くなっています。



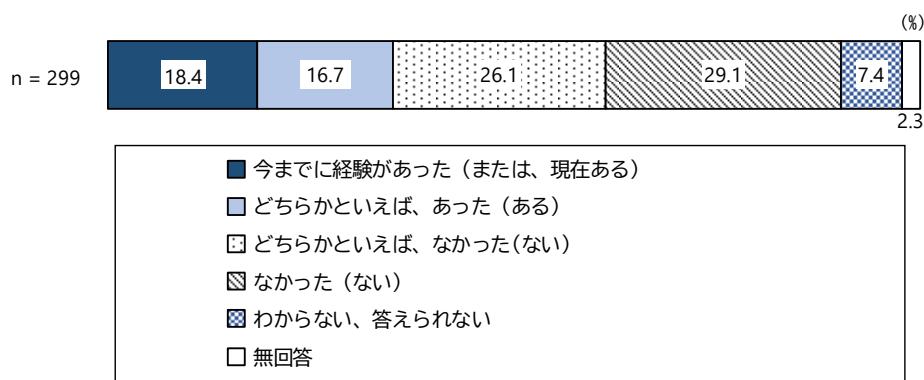
## ■外出頻度

外出頻度について、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が 72.6%と最も高い一方、《普段は家にいる》（「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室から出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」）が約1割となっています。



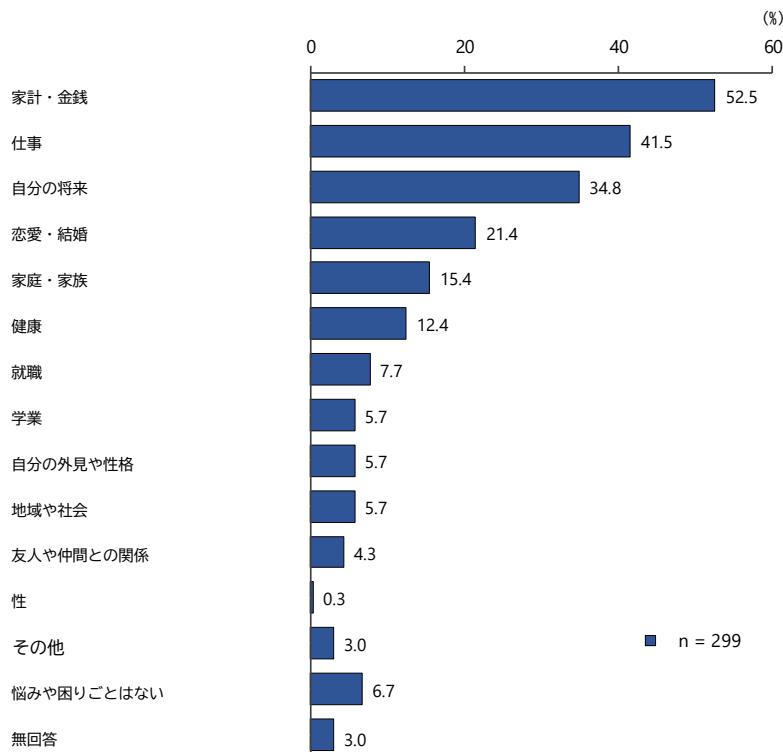
## ■生活の困難経験

生活の困難経験について、《あった（ある）》（「今までに経験があった（または、現在ある）」） + 「どちらかといえば、あった（ある）」が 35.1%、《なかった（ない）》（「どちらかといえば、なかった（ない）」） + 「なかった（ない）」が 55.2%となっています。



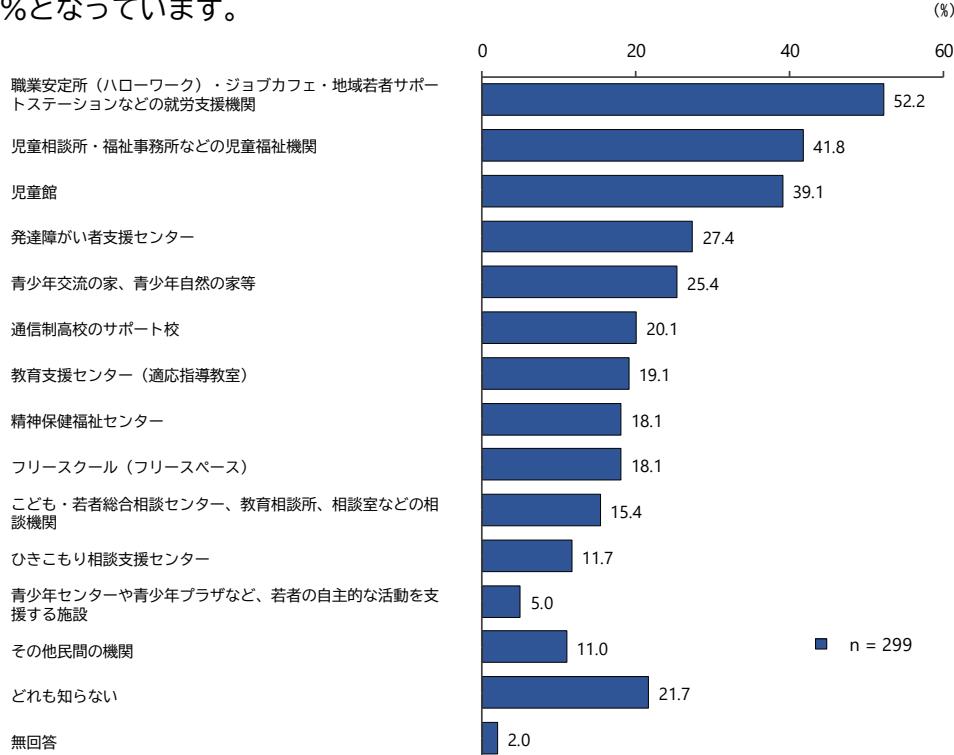
## ■悩みや困りごとの内容

悩みや困りごとの内容について、「家計・金銭」が52.5%と最も高く、「仕事」(41.5%)、「自分の将来」(34.8%)が上位となっています。一方、「悩みや困りごとはない」は6.7%にとどまっています。



## ■こども・若者相談支援機関の認知度

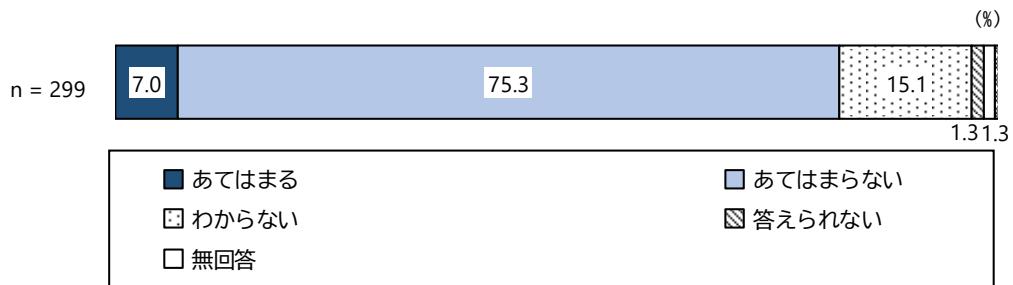
こども・若者相談支援機関の認知度について、「職業安定所（ハローワーク）・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」が52.2%と最も高く、「児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関」(41.8%)、「児童館」(39.1%)が上位となっています。一方、「どれも知らない」が21.7%となっています。



## 【2】若者ケアラー※について

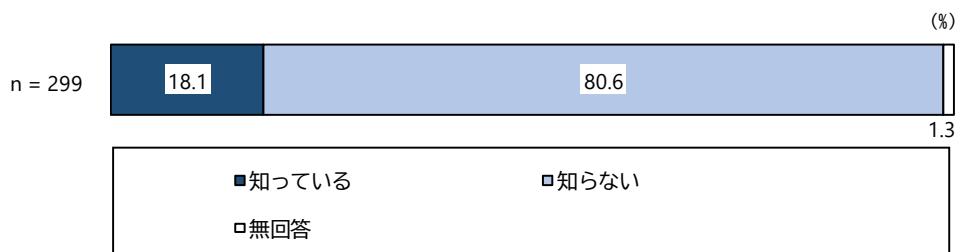
### ■若者ケアラーへの該当状況

若者ケアラーへの該当状況について、「あてはまらない」が75.3%と最も高くなっていますが、「あてはまる」方が7.0%となっています。



### ■若者ケアラーの相談窓口の認知度

若者ケアラーの相談窓口について、「知らない」が80.8%、「知っている」が18.1%となっています。



## 【3】結婚に対する考え方について

### ■結婚に対する考え方

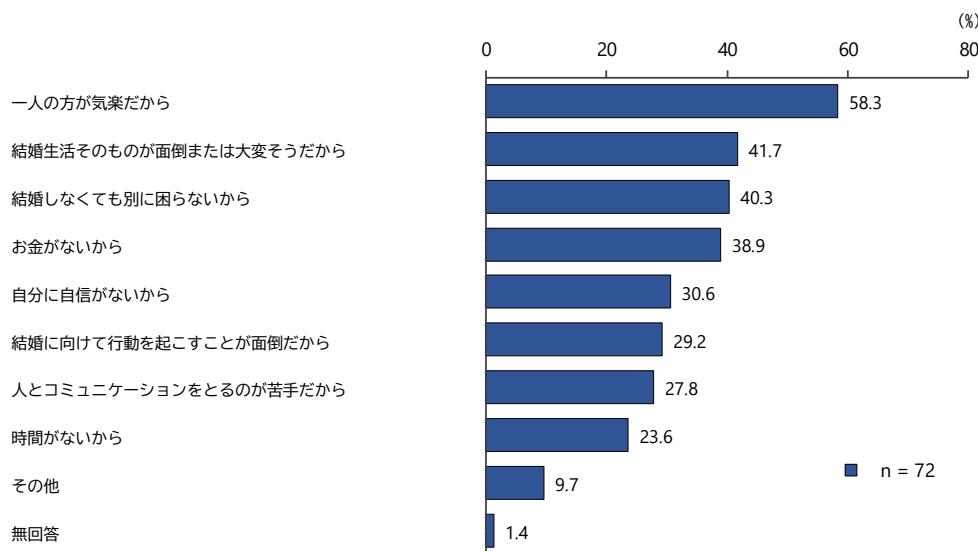
結婚に対する考え方について、「いずれ結婚するつもり」が62.4%、「結婚するつもりはない」が35.1%となっています。



※若者ケアラー：18歳～おおむね30歳代までのケアラーのこと。若い世代には、進学や就職、キャリア形成、仕事と介護の両立、人生設計など、若い世代固有の課題がある

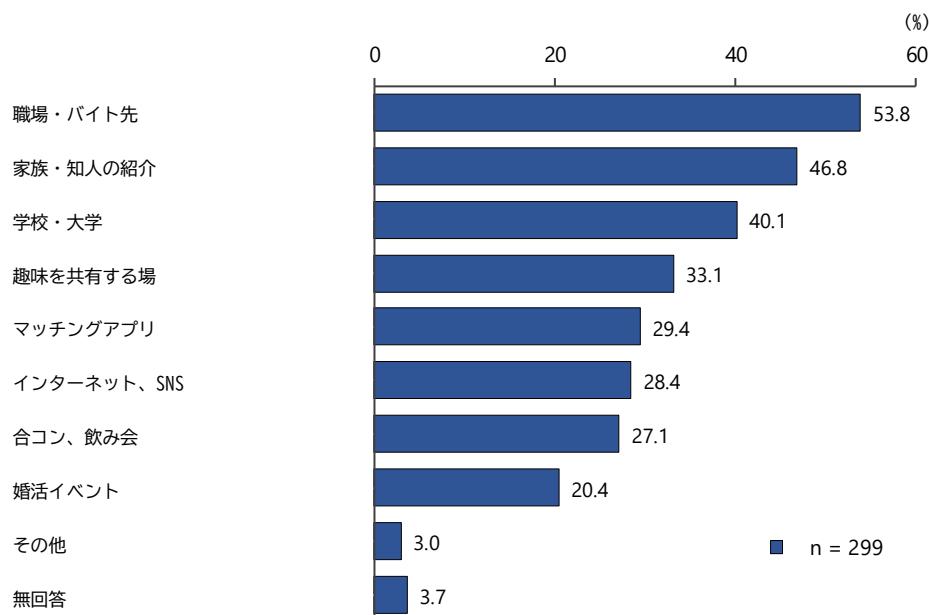
## ■結婚をするつもりがない理由

結婚をするつもりがない理由については、「一人の方が気楽だから」が 58.3% と最も高く、「結婚生活そのものが面倒または大変そうだから」(41.7%)、「結婚しなくても別に困らないから」(40.3%) が上位となっています。



## ■結婚に繋がると思う出会いのシーン

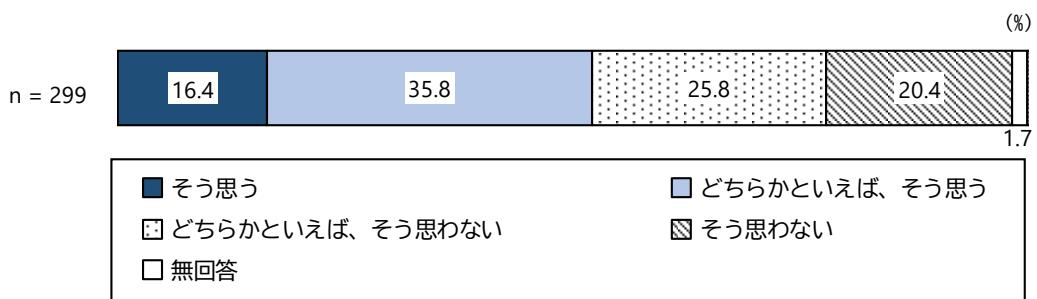
結婚に繋がると思う出会いのシーンについては、「職場・バイト先」が 53.8% と最も高く、「家族・知人の紹介」(46.8%)、「学校・大学」(40.1%) が上位となっています。



## 【4】子育てに対する考え方について

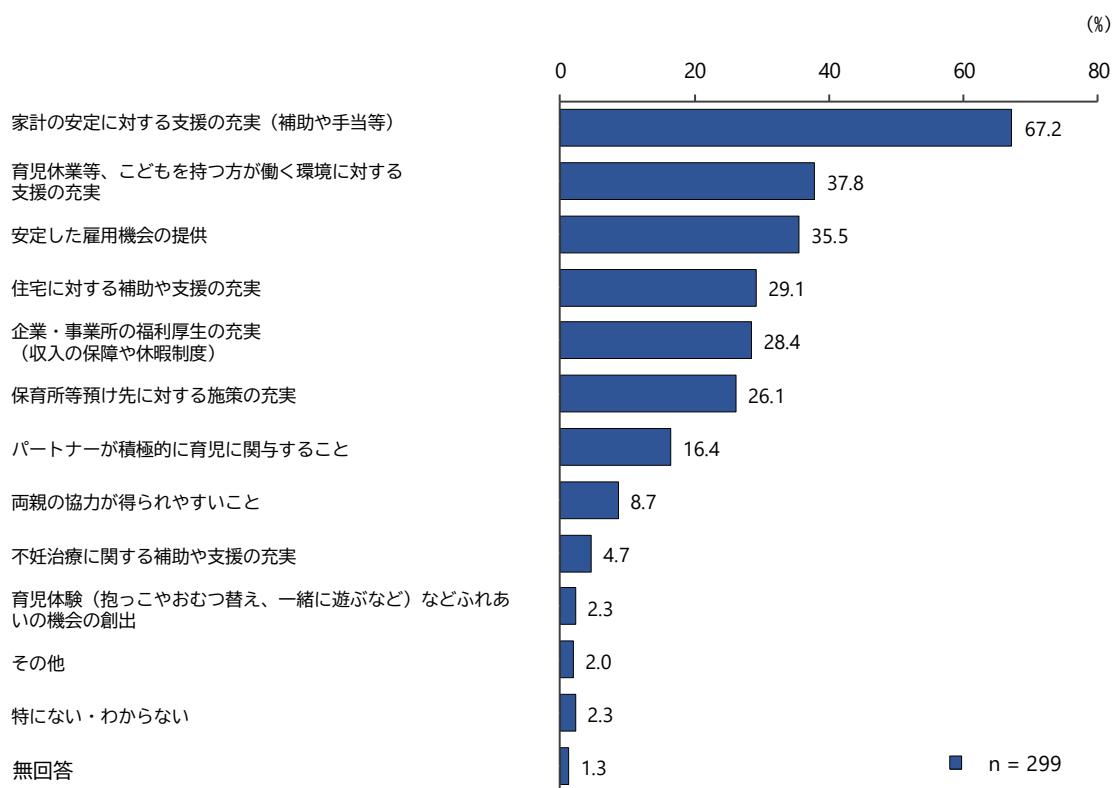
### ■小野町内での子育て希望

小野町内での子育て希望については、《そう思う》（「そう思う」+「どちらかといえば、そう思う」）が 52.2%、《そう思わない》（「どちらかといえば、そう思わない」+「そう思わない」）が 46.2%となっています。



### ■こどもを持つことや子育てに対して前向きになれると思う要素や支援施策

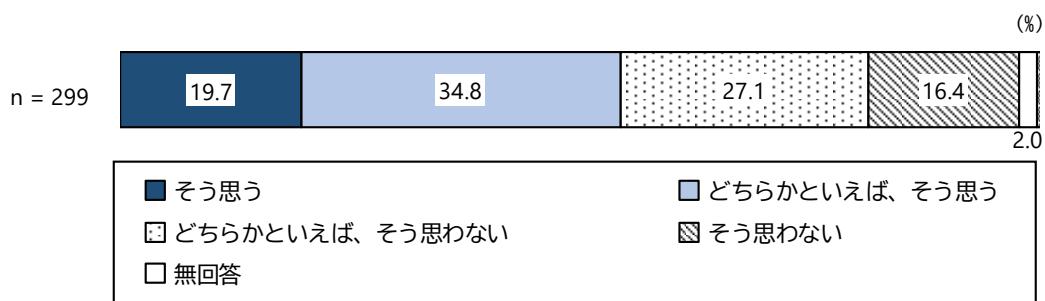
こどもを持つことや子育てに対して前向きになれると思う要素や支援施策については、「家計の安定に対する支援の充実（補助や手当等）」が 67.2%と最も高く、「育児休業等、こどもを持つ方が働く環境に対する支援の充実」（37.8%）、「安定した雇用機会の提供」（35.5%）が上位となっています。



## 【5】住まいについて

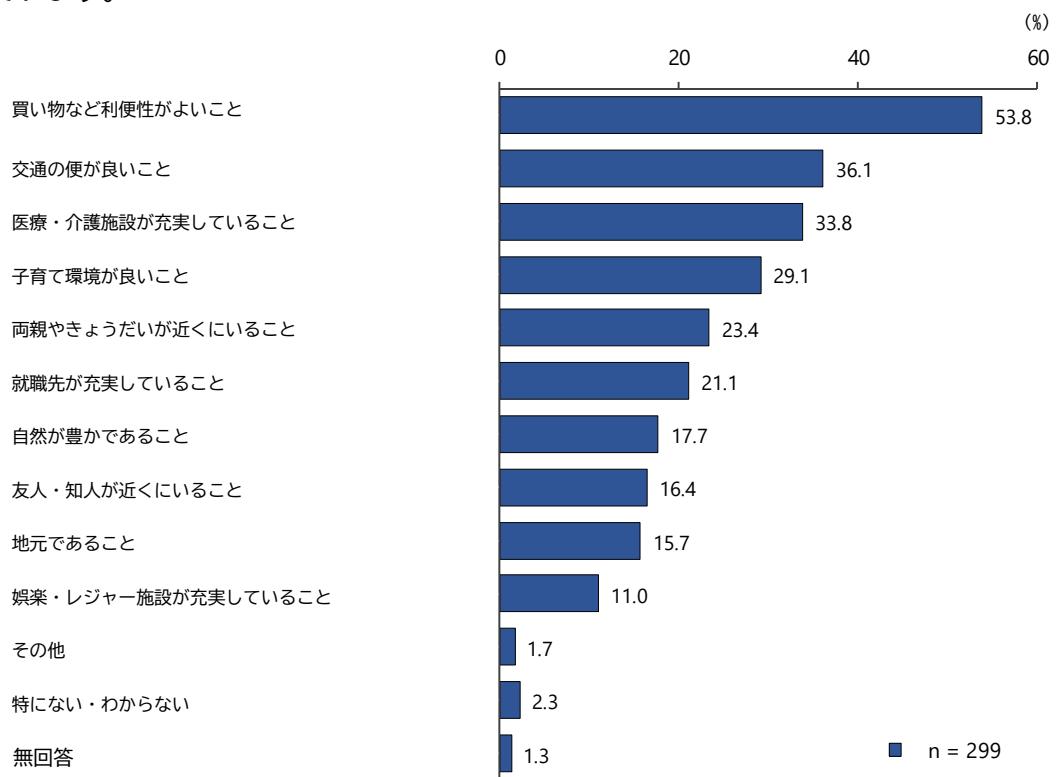
### ■今後の小野町への居住希望

今後の小野町への居住希望については、《そう思う》（「そう思う」 + 「どちらかといえば、そう思う」）が 54.5%、《そう思わない》（「どちらかといえば、そう思わない」 + 「そう思わない」）が 43.5% となっています。



### ■居住地域を決める際に重要視すること

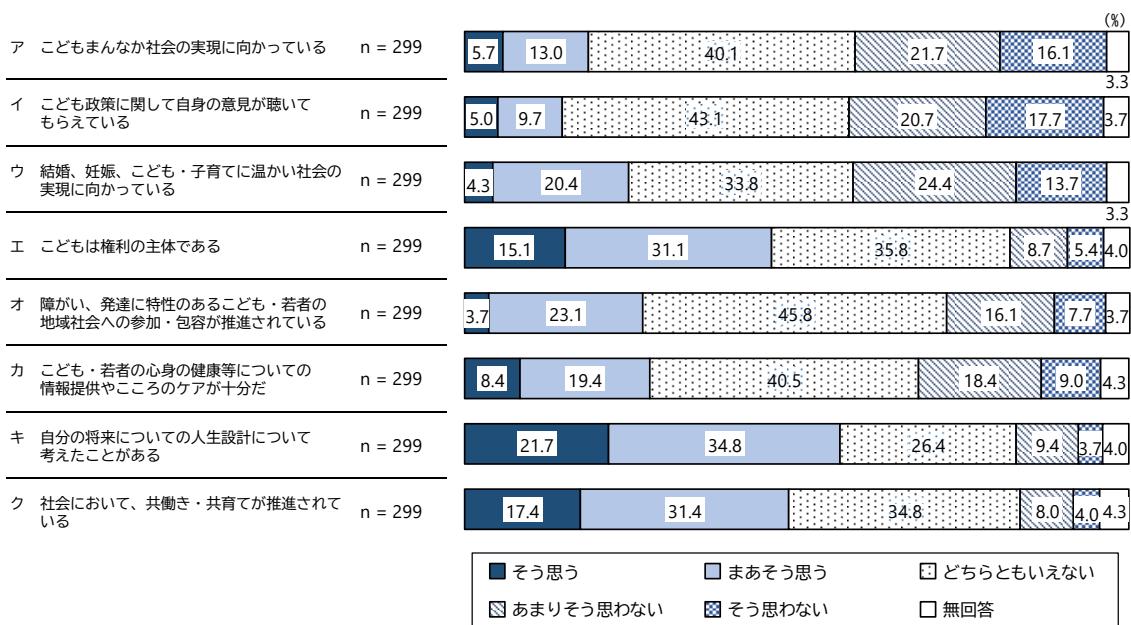
居住地域を決める際に重要視することについては、「買い物など利便性がよいこと」が 53.8% と最も高く、「交通の便が良いこと」(36.1%)、「医療・介護施設が充実していること」(33.8%) が上位となっています。



## 【6】小野町の施策やこどもまんなか社会について

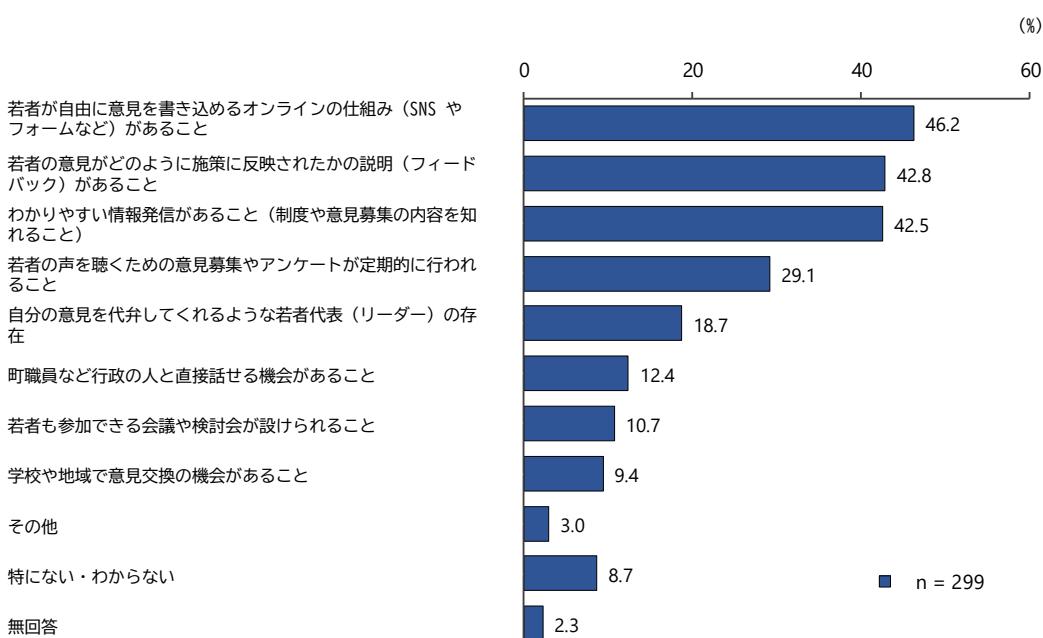
### ■ こどもまんなか社会についての考え方

こどもまんなか社会について、『工 こどもは権利の主体である』、『キ 自分の将来についての人生設計について考えたことがある』、『ク 社会において、共働き・共育てが推進されている』では《そう思う》(「そう思う」+「まあそう思う」)が約5割となっている一方、『ア こどもまんなか社会の実現に向かっている』、『イ こども政策に関して自身の意見が聴いてもらっている』では《そう思う》が2割以下と他の項目と比べ低くなっています。



### ■ 若者の意見が町の施策やまちづくりに反映されるための希望の取り組み

若者の意見が町の施策やまちづくりに反映されるための希望の取り組みについては、「若者が自由に意見を書き込めるオンラインの仕組み(SNSやフォームなど)があること」が46.2%、「若者の意見がどのように施策に反映されたかの説明(フィードバック)があること」(42.8%)、「わかりやすい情報発信があること(制度や意見募集の内容を知れること)」(42.5%)が上位となっています。



## 第4節 現状と課題

### (1) こどもの人口動向等から

#### ○こどもの人口減少対策は喫緊の課題です

- ・こどもの人口は、特に近年は大幅な減少となっています。
- ・出生数は平成29年の65人から令和5年には28人と、急激な減少となっています。
- ・このままの傾向が続くと、令和11年のこどもの数は、令和6年の6割程度になると見込まれます。

#### ○未婚率、合計特殊出生率の改善に向けた取組が求められています

- ・令和4年の合計特殊出生率は過去最低水準の1.31（全国1.26、福島県1.27）となっており、その後も減少傾向が見込まれています。
- ・未婚率は男女とも各年代で上昇し、晩婚化が進行しています。

#### ○核家族化の進展、働く女性などへの子育て支援が一層強く求められています

- ・「両親とこども」（41.9%）及び「ひとり親とこども」（6.0%）を合わせた核家族世帯の比率は増加を続け、約半数に迫っています。
- ・30歳代の女性の就業率が大きく減少し、いわゆるM字カーブを描いており、妊娠・出産における就労支援・子育て支援のサポートを確認する必要があります。

### (2) ニーズ調査結果から

#### ○こどもを見てくれる親族・知人は「祖父母」が多数、一方で「いない」が約1割います

- ・日ごろ、こどもを見てくれる親族・知人については、「日常的に祖父母などの親族に見てくれる」が48.2%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族に見てくれる」が45.6%と、ともに半数近い回答比率となっています。
- ・しかし、一方で「いずれもいない」が約1割（8.8%）となっています。

#### ○気軽に相談できる場所が求められています

- ・気軽に相談できる人（場所）が「いない/ない」は、3.5%となっています。
- ・相談先は、「親族」（84.4%）や「友人・知人」（63.3%）、「利用している保育所等」（43.1%）の比率が高く、「町こども家庭センター（子育て支援課）」（9.2%）や「保健所・保健センター」（0.9%）の更なる利用が求められます。

#### ○母親の就労：フルタイムの就労が増加しています

- ・母親の就労状況は「フルタイムで就労（産休中等を含む）」が就学前は54.8%、小学生が64.3%と前回調査から比率が増加しています。

#### ○教育・保育事業：認定こども園の利用は利用者の約8割、利用意向は認定こども園が約8割、他に認可外保育施設や幼稚園、ファミリー・サポート・センターが1割弱となっています

- ・平日の定期的な教育・保育事業を使用している人は73.7%で、そのうちの約8割（全体の約6割）が認定こども園と多数を占めています。
- ・利用希望についても同様に、「認定こども園」が81.6%と多数を占め、「認可外の保育施設」が9.6%、「幼稚園」が7.9%、「ファミリー・サポート・センター」が7.0%と続いている。

○地域子育て支援事業の利用が増加（6.1%→11.4%）しています

- ・現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しているのは11.4%と、第2期計画策定時の6.1%から増加しています。
- ・今後の利用希望についても、「今後利用したい」と「今後日数を増やしたい」を合わせて約25%が、新規または利用増を希望しています。

○放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用希望が「低学年」で増加しています

- ・低学年（1～3年生）で放課後に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ・学童保育」（50.0%）や「放課後子ども教室」（39.9%）の比率が高く、ともに前回を大きく上回る比率となっています。

○「育児休業取得」が増加、しかし職場の一層の理解が求められています

- ・育児休業の取得状況は、母親は57.5%に対し、父親は5.5%と低いものの、前回の1.4%からわずかにながらも増加しています。
- ・取得していない理由として、母親の「職場に育児休業の制度がなかった」（53.8%）や、父親の「仕事が忙しかった」（45.8%）や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（39.6%）などの職場関連の比率が上位となっています。

### （3）小中学生アンケート調査結果から

---

#### 【保護者結果より】

○子育て・重要な事柄・いざというときのお金の援助について「頼れる人がいない」保護者が一定数存在しています

- ・子育てや重要な事柄の相談については、全体・学年別いずれも9割前後が「頼れる人がいる」と回答しており、多くの保護者は家族・親族を中心に相談先を確保できています。
- ・一方で、「頼れる人がいない」と回答した方が存在していることが明らかとなり、孤立した子育てをしている層の存在がうかがえます。こうした層を早期に把握し、相談につなげる仕組みづくりが課題です。

○約2割の保護者が、何らかの精神的不調を抱えている可能性が示されています

- ・精神状況（K6得点）では、「5点未満（異常なし）」が全体・学年別いずれも5割以上と最も高くなっています。
- ・一方で、約2割が10点以上（心に何らかの精神的不調を抱えている状態）に該当しており、メンタルヘルスが不安定である保護者の存在がみられています。

○「暮らししが苦しい」と感じる世帯が3割を超えています

- ・現在の暮らしの状況については、「ふつう」が約6割となっている一方で、《苦しい》が3割を上回っています。

○こども食堂や学習支援などの支援制度の利用が進んでいない状況となっています

- ・こども食堂、食料支援（フードバンク等）、居場所づくり、学習支援のいずれについても「利用したことがない」が約9割を占めており、制度はあるものの、実際の利用にはつながっていない状況となっています。

○就学費用の軽減と、身边に悩みを相談できる場へのニーズが高くなっています

- ・「現在必要としていること・重要だと思う支援」では、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が全体・学年別いずれも約7割と最も高くなっています、教育費負担の軽減ニーズが強くなっています。
- ・中学2年生では、「子どものことや生活のことなど悩みごとが相談できること」が11.6%と小学5年生より9.3ポイント高くなっています、思春期の子どもをもつ家庭ほど相談ニーズが高くなっている状況が示されています。

【児童・生徒結果より】

○ヤングケアラーの存在や相談先の認知度が低い現状がみられます

- ・小学5年生の2.3%がヤングケアラーに「あてはまる」と回答しているほか、「家事や家族の世話で自分の時間が取れない」子どもが8.0%いるなど、家庭内のケア負担を抱える子どもが一定数存在する可能性があります。
- ・一方で、「ヤングケアラー」の相談窓口を「知らない」子どもが約8割となっており、支援につながる情報が十分に行き届いていない状況と考えられます。

○親や友人に相談できる一方で、相談先を持たない子どもも存在しています

- ・悩みや心配ごとの相談先に関して、「親」や「学校の友達」に相談できると答えた子どもが約6～7割と多く、身近な人に相談しやすい環境が一定程度あります。
- ・その一方で、小学5年生の約1割が「誰にも相談できない・相談したくない」と回答しており、孤立しやすい子どもへの配慮が必要となっています。

○家庭以外の「居場所」や、学習・食事・相談支援の場へのニーズが高くなっています

- ・「家庭」を居場所と感じている子どもが9割以上と高い一方で、「学校」、「地域」、「インターネット空間」を居場所と思わない子どもが約2割います。
- ・放課後に過ごす場所の利用経験は半数を超えており、「無料・低額の食事」、「無料の学習支援」、「何でも相談できる場所」については「あれば利用したい」が3割以上となっており、多機能な居場所ニーズが高まっています。

○「子どもの権利」や子どもまんなか社会への理解が十分とはいえない状況となっています

- ・「子どもの権利」を「知っている」子どもは約1割にとどまり、権利に関する理解は十分とはいえない状況となっています。
- ・一方で、自分の権利が守られていると感じることも7～8割程度で、「そう思わない」と答えた子どもはいませんでしたが、子どもまんなか社会の実現については「そう思う（実現に向かっていると思う）」割合は約6割にとどまっています。そのため、子ども自身が権利の主体であることや、子どもまんなか社会の取組の意味を実感できるような権利教育、学び・参加の機会を充実させていくことが求められています。

## (4) 若者アンケート調査結果から

---

### ○親からの愛情などは肯定的に捉えている一方、自己肯定感の一部に課題がみられています

- ・自身について、『自分の親から愛されていると思う』では《あてはまる》が 86.9%と他の項目と比べ高く、自己肯定感に関連する『自分には自分らしさというものがあると思う』も 79.9%と高くなっていますが、『今の自分が好きだ』の《あてはまる》は6割以下にとどまっており、自分を前向きに受け止めきれていない若者も一定程度存在している状況となっています。

### ○安心できる居場所が「自分の部屋・家庭」に偏り、学校・職場・地域での居場所実感が十分ではありません

- ・居場所として「自分の部屋」、「家庭」を挙げる人が8割以上と高い一方、「学校」、「職場」、「地域」では「安心できる居場所だと思わない」が約4割となっており、家庭以外の安心できる居場所づくりが課題となっています。

### ○生活の困難や若者ケアラーなど、支援を必要とする若者が一定数存在しています

- ・生活の困難経験が「あった（ある）」人が4人に1人、若者ケアラーに該当する人も 7.0%いるなど、日常生活への負担や家族支援が必要である層がみられています。
- ・一方で、若者ケアラーの相談窓口を「知らない」が8割を超えており、必要な支援につながりにくい状況となっています。

### ○家計や仕事、将来への不安を抱える若者が多く、相談機関の認知にも課題がみられています

- ・悩みや困りごとについて、「悩みや困りごとはない」人は 6.7%にとどまっており、多くの若者が経済面や仕事、将来などに不安を抱えている状況となっています。
- ・こども・若者相談支援機関については、「職業安定所（ハローワーク）・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」を知っている人が 52.2%と最も高く、「児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関」(41.8%)、「児童館」(39.1%) が続いているが、「どれも知らない」若者も一定程度みられており、支援につながる相談機関の周知が十分とはいえない状況となっています。

### ○結婚・子育て・地域定住の意向は、経済的安定や働きやすさを条件とした姿勢となっています

- ・「いずれ結婚するつもり」が6割強ある一方、「結婚するつもりはない」も3割超おり、その理由として「一人の方が気楽」、「結婚生活が大変そう」や「お金がないから」が多くなっています。
- ・この地域での子育て希望や小野町に住み続けたいという意向はいずれもほぼ半々で、こどもを持つことや子育てに対して前向きになれると思う要素や支援施策は「家計の安定への支援」、「働く環境への支援」、「安定した雇用」などが、居住地域を決める際に重要視することでは「買い物など利便性がよいこと」、「交通の便が良いこと」、「医療・介護施設が充実していること」などが多くなっています。

### ○こどもまんなか社会や町の施策に、自分たちの声が十分届いていないと感じています

- ・「こどもは権利の主体」といった項目は約半数が肯定する一方、「こどもまんなか社会の実現に向かっている」「自分の意見が聴かれている」などは約4割が感じていないという現状となっています。
- ・意見反映のためには、「オンラインで意見を書き込める仕組み」、「意見がどう施策に反映されたかのフィードバック」、「わかりやすい情報発信」を望む声が多く、参加の“入り口”と“見える化”が求められています。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 第1節 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくほか、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援するとともに、全てのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、全ての人がこどもと一緒に元気に過ごせる町、「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、下記の通り基本理念を定めます。

### こどもが輝き みんなで支える わくわく おのまち

## 第2節 基本目標

基本理念のもと、次の基本目標を設定します。

- 1 安心して快適にこどもを産み育てられるまちづくり
- 2 健やかなこどもの成長を支えるまちづくり
- 3 こども・若者が将来に希望を持って、自分らしく生きることができるまちづくり
- 4 困難を有することども・若者とその家族が適切な支援を受けられるまちづくり
- 5 こどもを基盤としたまちづくり

### 第3節 施策体系

基本理念	
こどもが輝き みんなで支える わくわく おのまち	
基本目標	具体的施策
1 安心して快適にこどもを産み育てられるまちづくり	(1) 母と子の健康づくりの推進（母子保健事業） (2) 相談支援体制の充実 (3) 幼児期の教育・保育等の充実 (4) 子育て世帯の経済的な負担の軽減 (5) 仕事と子育ての両立と共育への推進
2 健やかなこどもの成長を支えるまちづくり	(1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実 (2) こどもの居場所づくり (3) 健やかな成長に向けた保健施策の推進 (4) いじめ防止と不登校のこどもへの支援
3 こども・若者が将来に希望を持って、自分らしく生きることができるまちづくり	(1) 若者の経済的負担軽減による移住・定住促進 (2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 (3) 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実 (4) 悩みや不安を抱える若者への支援
4 困難を有するこども・若者とその家族が適切な支援を受けられるまちづくり	(1) こどもの貧困対策の推進 (2) ひとり親家庭の自立支援 (3) 障がいのあるこども・若者への支援 (4) 児童虐待防止対策の推進 (5) こども・若者の自殺対策 (6) 困難を抱えるこども・若者・子育て当事者への支援
5 こどもを基盤としたまちづくり	(1) こどもの権利の尊重と普及啓発 (2) こども・若者の意見表明と社会参画の推進 (3) 安全・安心なまちづくり (4) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (5) 多様な文化・背景を持つこども・若者が尊重される社会づくり

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 安心して快適にこどもを産み育てられるまちづくり

#### (1) 母と子の健康づくりの推進（母子保健事業）

こどもを安心して産み育てるためには、こどもはもちろん保護者の健康管理も重要であることから、妊娠・出産・子育て期を通じ、親と子の心身の健康づくりを支援します。

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、母親は妊娠・出産・育児に対する不安や負担、孤立感を抱えやすい状況にあります。こどもの心身の発達を妨げ、ひいては生命をも脅かすおそれのある疾病や児童虐待、母親の育児ストレスによる産後うつなどに対し、早期発見・予防に取り組むことが重要です。

妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目ない支援により、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。これらの取組は、地域や関係機関と連携して進めていきます。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
母子（親子）健康手帳交付	妊娠初期の保健指導を行い、妊婦等包括相談支援事業と連携し、妊婦等の支援を行います。また、妊婦等の利便性向上と事務負担軽減を図るため、母子（親子）健康手帳のデジタル化について取り組みます。	子育て支援課
妊娠婦健康診査事業	妊娠婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産ができるよう、妊娠婦の健康診査にかかる費用を助成します。 ・妊婦健診 15回まで（多胎妊娠は 20回まで） ・産後健診 2回まで	子育て支援課
すこやか出産妊娠婦医療費助成事業	妊娠婦の医療費の一部を助成することにより、妊娠婦の妊娠婦の健康の保持・増進を図ります。	子育て支援課
妊娠婦歯科健康診査事業	妊娠婦の口腔内の健康保持・胎児の健全な発育と、妊娠及び生まれてくるこどもの予防歯科への意識向上を図るため、妊娠期に口腔診査と保健指導に係る費用を助成します。	子育て支援課
妊娠婦にやさしい移動等支援事業	地域で安心して妊娠・出産できる環境づくりのため、妊娠婦健康診査受診や出産にかかる交通費・宿泊費を助成します。 ・交通費：妊娠健診 15回まで（多胎妊娠は 20回まで）、出産時 1回、産後健診 2回まで ・出産時の宿泊費：妊娠及び同行者の宿泊費（最大 14泊分）	子育て支援課
産後ケア事業	出産後 1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケア（休息、食事等）や育児サポート（おむつ、沐浴、授乳指導）等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。	子育て支援課

◆主な施策(つづき)

事業名・取組	事業内容	担当課
乳幼児家庭全戸訪問事業	生後1～3か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の心身の把握及び助言など、専門的な指導を行います。	子育て支援課
養育支援訪問事業	育児ストレスや産後うつ病等によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対し、育児訪問支援員や保健師等が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。	子育て支援課
1か月児健康診査事業	乳児の健康の保持増進を積極的に推進するため、医療機関等で実施する1か月児の健康診査にかかる費用を助成します。	子育て支援課
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳6か月児、5歳児（相談事業）を対象とした集団健康診査を実施します。	子育て支援課
食育事業	幼児食について、保護者を対象に調理実習を交えた講習会を開催します。	子育て支援課
子ども医療費の助成事業	18歳までの児童の入院・通院に係る医療費を助成します。	子育て支援課
未熟児養育医療助成事業	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療に要する医療費を助成します。	子育て支援課
不妊治療費助成事業	保険適用となる一般不妊治療及び生殖補助医療にかかる治療費の一部を助成します。	子育て支援課
予防接種事業	感染症予防のため、乳幼児等を対象に定期予防接種を実施します。	健康福祉課

## (2) 相談支援体制の充実

妊娠期からの切れ目ない支援を通じて、妊娠・出産・育児に必要な知識を普及し、保健師等との信頼関係を構築しながら、母親が感じる不安の解消や孤立化の防止に努めます。また、父親や家族の出産・育児への理解と協力を促すための意識啓発を行います。

事業名・取組	事業内容	担当課
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行います。母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図ります。	子育て支援課
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	妊娠時から妊娠婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援を行います。	子育て支援課
育児教室	健康診査や予防接種の説明とともに保健師による面談を行い、育児の相談対応を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や子育てについての相談、情報の提供等を行います。本町では「小野町児童館」と「おのまち認定こども園」において実施しています。	子育て支援課
民生児童委員・主任児童委員活動の推進	ひきこもりや児童虐待、ヤングケアラーなど地域の課題が深刻化・多様化する中、民生児童委員・主任児童委員との連携を図り、身近な子育ての相談や情報提供、見守りを行います。	健康福祉課

### (3) 幼児期の教育・保育等の充実

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和や子どもの健やかな育ちを支援するため、様々な事業の実施による支援を行います。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
教育・保育の提供体制の確保	令和4年4月1日より公私連携幼保連携型認定こども園「おのまち認定こども園」が開園しており、町の教育・保育の提供体制が確保されるよう施設との連携に努めます。	子育て支援課
延長保育事業	保護者の就労や通勤時間の確保のため、「おのまち認定こども園」において、保育所等における通常の11時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行います。	子育て支援課
一時預かり事業（一般型）	一時預かり事業（一般型）は、家庭で保育する保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気、リフレッシュ及び緊急な用事等で保育が必要な場合に利用できるサービスで、令和7年度からは「小野町児童館」において実施しています。	子育て支援課
一時預かり事業（幼稚園型）	一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園や認定こども園に在籍する園児を対象に教育時間の前後又は長期休業日等に保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気、リフレッシュ及び緊急な用事等で保育が必要な場合に利用できるサービスで、「おのまち認定こども園」において行います。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	病児に対して、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う事業で、「おのまち認定こども園」において体調不良児対応型・病後児対応型、「菊池医院・病児病後児保育室らびっと（郡山市との連携協定）」のほか、令和7年度から「星の森保育園（田村市との連携協定）」が加わり、病児対応型・病後児対応型のサービスを提供しています。また、新たな実施施設の開拓等に取り組みます。	子育て支援課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな制度で、令和8年度から全ての自治体で実施される事業です。「小野町児童館」にて一時預かり事業（一般型）との連携も含めて、サービスを提供します。また、「おのまち認定こども園」での実施について運営事業者と協議を進めて行きます。	子育て支援課

◆主な施策(つづき)

事業名・取組	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業(再掲)	<p>乳幼児のいる子育て中の親子の交流や子育てについての相談、情報の提供等を行っています。</p> <p>「小野町こども家庭センター」で実施している事業は、令和7年度からは「小野町児童館」において行っています。</p> <p>【小野町児童館】</p> <p>親子ふれあい教室、幼児のわくわくタイム、ママのリフレッシュ教室、子どもの笑顔ひろば(ふるさと文化の館)</p> <p>【おのまち認定こども園】</p> <p>おひさまカフェ、園庭開放、子育て相談会</p>	子育て支援課
おはなし会	町内の幼児教育・保育施設及び小学校・中学校において、文化の館と連携し「おはなし会」を実施しています。	教育課
いろいろ体験くらぶ	夏休みの期間を利用し、小学生の多種多様な体験の場を設け、広い視野を持った人材を育成し、参加者同士の交流を促進するため実施しています。	教育課
国際交流体験事業	国際化や多文化交流に関する意識の向上などを図ることを目的として、小中学生を対象に国際交流体験事業を実施しています。	教育課
ペアレント・トレーニング	児童との関わり方や子育ての悩みや不安を、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて学び、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。	教育課

#### (4) 子育て世帯の経済的な負担の軽減

子育て家庭における妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、様々な給付や免除など各種事業により支援を行います。

##### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
妊婦のための支援給付金	妊娠の届出を行った妊婦に対し、妊娠1回につき5万円を支給し、その後、妊娠していることの人数の届出を受けた後に1人あたり5万円を支給します（流産・死産等も含まれます）。令和6年度まで、出産・子育て応援交付金として実施していました。	子育て支援課
笑顔とがんばり子育て応援事業	<p>○笑顔とがんばり子育て応援金 出生に係る子育て応援として町独自で行う事業で、本町に住民登録された出生児を養育し、住民登録している方に対し、出生児1人あたり応援金10万円を支給します。</p> <p>○育児世帯支援給付金 令和6年度より「子ども育成支援金（栄養費）」と合わせることで、満1歳から満6歳までの児童を養育する保護者に対して切れ目のない支援を行うもので、こども1人あたり2万円を支給します。</p> <p>○小中学校入学祝金 小・中学校または特別支援学校（小・中学部）に入学予定の新1年生1人あたり3万円を支給します。</p>	子育て支援課
妊産婦健康診査事業（再掲）	<p>妊産婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産ができるよう、妊産婦の健康診査にかかる費用を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診15回まで（多胎妊娠は20回まで）</li> <li>・産後健診2回まで</li> </ul>	子育て支援課
誕生記念品プレゼント事業	赤ちゃんの誕生を記念して県内産の間伐材を使用して作られた、温かみのあるキッズチェア「おめでたいっすー」または「ベンチボックス」をプレゼントしています。	産業振興課
はじめましての絵本事業	0歳児から親子で絵本を楽しめるよう「はじめて」として絵本を贈呈します。	教育課

◆主な施策(つづき)

事業名・取組	事業内容	担当課
すこやか出産妊産婦医療費助成事業（再掲）	妊産婦の医療費の一部を助成することにより、妊産婦の保健向上を図ります。	子育て支援課
妊婦歯科健康診査事業（再掲）	妊婦の口腔内の健康保持と胎児の健全な発育と、妊婦及び生まれてくる子どもの予防歯科への意識向上を図るために、妊娠期に口腔診査と保健指導に係る費用を助成します。	子育て支援課
妊産婦にやさしい移動等支援事業	地域で安心して妊娠・出産できる環境づくりのため、妊産婦健康診査受診や出産にかかる交通費・宿泊費を助成します。 ・交通費：妊婦健診 15 回まで（多胎妊娠は 20 回まで）、出産時 1 回、産後健診 2 回まで ・出産時の宿泊費：妊婦及び同行者の宿泊費（最大 14 泊分）	子育て支援課
産前産後期間の国民健康保険税免除	産前産後の期間【出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月まで、多胎の場合は 3 か月前から 6 か月相当分まで】の国民健康保険税の所得割額と均等割額を免除します。 ※その他の保険の加入者は、雇用先に確認してください。	町民生活課
チャイルドシートの貸出し事業	乳幼児を交通事故から守り、保護者の経済的負担軽減を図るために、福島県交通安全協会会員を対象に田村地区交通安全協会（田村警察署内）がチャイルドシートの貸出しを行います。	町民生活課
予防接種費用の助成事業	子どものインフルエンザ予防接種、妊娠を希望する女性と妊婦の夫に対し風しん抗体検査とワクチン予防接種費用を助成します。	健康福祉課
不妊治療費助成事業（再掲）	保険適用となる一般不妊治療及び生殖補助医療にかかる治療費の一部を助成します。	子育て支援課
児童手当	児童（0歳から 18 歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子）を養育している方に支給されます。令和6年10月から、所得制限の撤廃や支給対象年齢の拡充、第3子以降の多子加算支給額の増額など拡充されています。	子育て支援課
子ども医療費の助成事業（再掲）	18 歳までの児童の入院・通院に係る医療費を助成します。	子育て支援課
多子世帯保育料軽減事業	18 歳未満の子ども 3 人以上の多子世帯における第3子以上（3歳未満）の保育料を軽減します。	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	満 18 歳以下の子どもの中で最も年長の者を第1子とし、以下順に数えて第3子以降の子どもについて、おのまち認定子ども園での副食費を免除します。	子育て支援課

◆主な施策(つづき)

事業名・取組	事業内容	担当課
就学支援事業	経済的理由等により就学が困難な児童生徒を対象に、学用品費や給食費等の一部を助成し、経済的な負担の軽減と教育の機会均等を図ります。	教育課
多子世帯学校給食費負担軽減事業	同一世帯の義務教育を受けている第2子以降の児童生徒の学校給食費を全額助成します。	教育課

## (5) 仕事と子育ての両立と共育ての推進

仕事をしながら、こどもと向き合う時間を確保し、父母が共に子育てをするには、企業における制度の充実や職場における理解と協力が重要です。そのため企業及び町民に対して「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の啓発と、実現のための制度の周知等を行います。

### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
子育てしながら働き続けられる環境づくり	安定した就労環境づくりを行うため、若者や女性が働きたい魅力ある企業の育成や働きやすい職場環境づくりへの支援、企業誘致、地場産業の育成等に積極的に取り組みます。	企画政策課 産業振興課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発等	子育て中の親が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現できるよう労働環境の充実や働き方の見直し等について事業者への啓発を行います。	産業振興課
男女共同参画社会の推進	「小野町男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画の理解促進のため啓発・広報活動や多様な学習機会の充実を図ります。	町民生活課

## 基本目標2 健やかな子どもの成長を支えるまちづくり

### (1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実【新】

次代の担い手であるこどもたちが、豊かな人間性や思いやりの心を身につけ、心身ともに健やかに成長できるよう、多様な教育環境を整備します。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
【新】 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進	地域と学校が連携及び協議し、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支えていきます。	教育課
【新】 国際理解教育・英語教育推進事業	グローバル社会で活躍する人材を育成するため、研修体制を整備しながらALTの活用について推進します。	教育課
【新】 外国語指導助手(ALT)の配置	外国語指導助手を配置し、町内の小学校と中学校において英語担当教諭とチームティーチングによる授業を行います。	教育課

### (2) こどもの居場所づくり【新】

全てのこども・若者が社会との関わりの中で健やかに成長できるよう、居場所の充実を図り、成長を見守り支える環境を整備します。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
【新】こどもの居場所づくり事業	こどもが健やかに成長できる環境を整備するため、小野町社会福祉協議会と連携して、こども食堂を実施しています。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	共働き家庭など保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、宿題をしたり、友達と遊んだりする等の生活の場を提供し、放課後の居場所を確保します。 また、民間の認可外保育園で実施している当該事業に関して、運営費の助成を行います。	子育て支援課

### ◆主な施策(続き)

事業名・取組	事業内容	担当課
放課後子ども教室	多目的研修集会施設及び勤労青少年ホームにおいて「放課後子ども教室」を実施しています。地域住民の協力を得て読書や学習のほか、スポーツ・文化活動を行っています。また、「小野町児童館」で実施する放課後児童クラブとも連携を図りながら運営しています。	教育課
児童館の運営	児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設で、本町では小型児童館として令和7年度に供用を開始しました。 本施設では、児童館機能としての役割のほか、次の事業を行っています。 ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ・子どもの居場所づくり事業 ・子ども食堂 ・一時預かり事業（一般型） ・地域子育て支援拠点事業（親子の教室） ・小野町乳児等通園支援事業	子育て支援課

### 【子どもの居場所づくり（放課後児童対策パッケージ）】

#### ● 国の動き

子ども家庭庁（厚生労働省）と文部科学省は、共働き家庭が直面する「小1の壁」を克服し、次世代の人材を育成するため、平成26年に「放課後子ども総合プラン」、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」）を策定し、これに基づいて放課後児童対策を推進してきました。待機児童の解消を目指して受け皿の拡充を図ってきたものの、目標達成が難しい状況にあるため、令和5年12月に閣議決定された「子ども未来戦略」の「加速化プラン」に基づき、早期の目標達成を目指すとともに、令和6年度から放課後児童クラブの安定運営を図るため常勤職員の配置改善等を図ることとしました。

さらに両省庁は、放課後児童対策の強化と子どものウェルビーイング向上、共働き・共育への推進を目指し、予算や運用面も含めた「放課後児童対策パッケージ」（以下「パッケージ」）を策定し、連携して推進することとしました。このパッケージでは、令和5年度末で新プランが終了するものの、その理念と目標を踏まえ、喫緊の課題を解決するために国と自治体が連携し、「子どもまんなか」の放課後を実現することを掲げています。特に、早期に152万人分の受け皿整備の達成を目指し、令和5～6年度に取り組むべき内容が盛り込まれています。

令和6年3月29日、両省庁は「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」を連名で発出し、パッケージに基づく取組を推進するため、自治体が実情に応じた計画を策定し、必要な内容を盛り込むよう内容を示しました。

## ● 市町村が取り組むべき内容

令和6年3月29日発出の国通知に示されている市町村が計画に盛り込むべき内容は、次のとおりです。

1. 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量並びに待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策
2. 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画
3. 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量
4. 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量
5. 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策
6. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策
7. 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策その他、特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応（子ども家庭センター等の関係機関との連携等）、事業の質の向上に関する具体的な方策

### （3）健やかな成長に向けた保健施策の推進【新】

子どもが発達段階に応じて心身の健康や生活習慣、性に関する正しい知識を身につけ、必要に応じて適切な支援を受けられるよう、健康に関する教育、普及啓発、相談支援を推進します。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
【新】 思春期学校保健事業 (プレコンセプション教育)	小中学校において、思春期における心と体について、児童生徒の発達段階に応じた知識を学ぶとともに各家庭に対し情報提供を行います。	教育課
【新】 学校給食での食育指導	食事の大切さの理解を深めるため児童生徒に「食」に関する知識を教えるだけでなく、正しい食事の在り方と望ましい食習慣を身に付けることを目的として食育指導を行います。	教育課

#### (4) いじめ防止と不登校のこどもへの支援【新】

こどもが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止・早期発見・迅速な対応に取り組むとともに、関係機関との連携による継続的な支援体制を充実させます。

##### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
【新】 健康相談・こころの相談	町保健師による相談を随時受け付けています。	健康福祉課
スクールソーシャルワーカーの配置	小中学校では、福島県が実施するスクールソーシャルワーカー派遣事業を活用し、児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。	教育課
スクールカウンセラーの配置	小中学校では、福島県が実施するスクールカウンセラー派遣事業を活用し、児童・生徒等の学校生活における相談に対しカウンセリングを行い、心のサポート及び解決に向けた支援を行います。	教育課

## 基本目標3 こども・若者が将来に希望を持って、自分らしく生きることができるまちづくり

### (1) 若者の経済的負担軽減による移住・定住促進【新】

若者が安心して町内に住み続けられるよう、大学等卒業後の経済的負担を軽減し、移住・定住を後押しします。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
【新】 おのまち若者輝く未来応援奨学金返還支援事業	地域の担い手としてまちづくりに取り組む若者の移住定住を目的に、大学等を卒業し、町内に居住する方を対象に奨学金の返還補助を行う。	企画政策課

### (2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定【新】

こども・若者が将来に希望を持ち、自分らしく生きることができるよう、安定した雇用環境の整備と就労支援の充実を図ります。また、経済的基盤の安定に向けた支援を通じて、すべての若者が安心して働き、地域で自立した生活を築けるまちづくりを推進します。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
【新】 就職に関する情報提供	若者の町内企業への就職意識を高められるよう、町内企業の紹介や就職活動に役立つ情報を就職情報サイトやSNSで発信します。	企画政策課
【新】 無料職業紹介事業	企業の人才確保と求職者の早期就職を支援するため、無料職業紹介所を開設し、求職者への求人情報の提供や職業紹介、職業相談などの業務を行います。	産業振興課

### (3) 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実

小野町に住み、生まれ、子育てしてよかったと思えるまちづくりのため、出会いの場づくりから結婚・出産・子育て・教育等に関する支援に取り組みます。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
結婚支援事業	小野町で婚姻届を提出された方へ記念品としてオリジナルの「リカちゃん人形」を贈呈します。	企画政策課
結婚子育て支援事業	新婚世帯に対し、住宅取得や住宅リフォーム費用、アパート等の家賃、引越しに要した費用の一部を補助し、結婚に伴う夫婦の新生活を応援します。	企画政策課
来ておのまち住宅取得支援事業	移住・定住の促進と地域の活性化を図るため、町内に住宅を取得し定住する方を対象に取得費の一部を補助します。	企画政策課

### (4) 悩みや不安を抱える若者への支援【新】

悩みや不安を抱える若者が孤立せず安心して相談できるよう、相談体制の整備と周知を図ります。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
【新】 こども・若者のための相談窓口の体制強化・周知	SNSやオンラインを活用し、こどもが利用しやすい相談体制を強化するとともに、無料・匿名で相談できる窓口について広く周知します。	子育て支援課
【新】 健康相談・こころの相談（再掲）	町保健師による相談を随時受け付けています。	健康福祉課

## 基本目標4 困難を有することも・若者とその家族が適切な支援を受けられるまちづくり

### (1) こどもの貧困対策の推進【新】

生活に困難を抱えていると考えられているこどもや家庭の実態把握に努めるとともに、教育支援、生活支援、経済的支援、保護者に対する就労の支援など、多様な支援を推進します。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
就学支援事業（再掲）	経済的理由等により就学が困難な児童生徒を対象に、学用品費や給食費等の一部を助成し、経済的な負担の軽減と教育の機会均等を図ります。	教育課

### (2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が抱える経済的な課題に対して、資金面での支援に加え、生活相談や就労支援を通じて、長期的な自立を支援します。また、各家庭の状況に応じた柔軟な支援を提供し、親子が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
児童扶養手当	父母の離婚等により、父または母と生計を別にしている児童の養育者に手当を支給します。なお、令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられています。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の親とこども（18歳まで）及び父母のいないこどもが通院・入院した場合の医療費の一部を助成します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉貸付金事業	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と児童の福祉増進を図るため、無利子または低利で長期資金を貸付けます。	子育て支援課

### (3) 障がいのあるこども・若者への支援

障がいの有無に関わらず、一人一人の個性が尊重される中で、ともに地域社会で生活していくよう、理解の促進を図るとともに、障がい者施策と緊密に連携しながら、支援を充実させます。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
養育支援訪問事業（再掲）	育児ストレスや産後うつ病等によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対し、育児訪問支援員や保健師等が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。	子育て支援課
すぐすぐ発達教室	発達の遅れなどがある乳幼児とその保護者を対象に、親子遊びや保護者同士の交流の場、福祉相談等の調整を行います。	子育て支援課
子どもの相談室	発達の遅れなどがある子どもの相談に臨床心理士が対応します。	子育て支援課
5歳児健診（相談事業）	3歳児健康診査以降の就学前の幼児期において、発達面で支援が必要な幼児を早期に発見し、適切な支援につなげます。	子育て支援課
巡回相談	特別な支援を必要とする幼児、児童生徒及びその保護者に対し、早期からの情報提供や発達相談、発達検査等を行い、就学支援の充実を図ります。	教育課
特別支援教育推進連絡協議会	幼児教育施設、小学校及び中学校において、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒に、早期に適かつ効果的・効率的な指導を推進するため協議会を設置し、支援の強化を推進します。	教育課
特別支援員の配置	障がい等により支援が必要な児童には、学校等に支援員を配置し、個別的に関わることで不安なく過ごし学習できる環境を整え、成長を支援します。近年、支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、継続的に人員を配置します。	教育課
スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	小中学校では、福島県が実施するスクールソーシャルワーカー派遣事業を活用し、児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。	教育課
スクールカウンセラーの配置（再掲）	小中学校では、福島県が実施するスクールカウンセラー派遣事業を活用し、児童・生徒等の学校生活における相談に対しカウンセリングを行い、心のサポート及び解決に向けた支援を行います。	教育課
障がい福祉サービス	障がい児の日常生活を支援するため、障がい福祉サービスを提供し、適切な療育の充実を推進します。	健康福祉課

◆主な施策(つづき)

事業名・取組	事業内容	担当課
地域生活支援事業（日中一時支援事業等）	障がいのある方の家族の不在時における支援や、介護している家族の一時的な休息等を目的とした支援を行います。	健康福祉課
特別支援学校高等部通学支援事業	町内に住所を有し、指定された特別支援学校に通学する障がい児に対して送迎サービスを行います。	健康福祉課
各種手当の支給	障がいを持つ児童や家庭（扶養者）に対し、特別児童扶養手当や障がい児福祉手当を支給し、福祉を増進します。	健康福祉課

(4) 児童虐待防止対策の推進

児童への虐待防止のための普及啓発を行い、地域のこどもを取り巻く環境における情報管理の徹底や、児童相談所をはじめとする関係機関への連絡を強化し、特定妊婦や要保護児童・要支援児童等への適切な支援を図ります。

◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の強化	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るために、要保護児童対策地域協議会における支援の強化に努めます。 令和5年度から3層構造として代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催しており、協議会を通じて対象ケースに係る関係機関との連携強化や支援の進捗管理を行うことで、要保護児童・要支援児童、特定妊婦への適切な支援につなげています。	子育て支援課
広報・啓発活動の推進	広報や行政区回覧、ウェブサイトの活用などにより児童虐待の通告先の周知や児童虐待に関する情報の提供など、地域住民等の児童虐待に関する意識の向上を図るための広報・啓発活動を推進します。	子育て支援課
児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進	母子保健事業や地域子育て支援事業を通じて、相談体制の充実を図るとともに、教育機関や子育てサポートなど親子と関わる関係者と連携を図り、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を推進します。	子育て支援課

## (5) こども・若者の自殺対策【新】

生きづらさや生きることへの不安を抱えるこども・若者が適切な相談機関につながるよう関係機関と連携を図りながら相談先の情報提供や周知啓発と相談支援体制を強化します。

### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
スクールカウンセラーの配置 (再掲)	小中学校では、福島県が実施するスクールカウンセラー派遣事業を活用し、児童・生徒等の学校生活における相談に対しカウンセリングを行い、心のサポート及び解決に向けた支援を行います。	教育課
【新】 自殺対策のリーフレットの作成・配布	適切な相談先につながるよう相談機関等のリーフレットを作成し、周知・啓発活動を行います。	健康福祉課
【新】 ゲートキーパーの養成	こども・若者・子育て中の方の示す危険サインに気づき、適切な対応が図られるよう、ゲートキーパー養成講座を実施します。	健康福祉課

## (6) 困難を抱えるこども・若者・子育て当事者への支援【新】

ヤングケアラー等の困難を抱えるこども・若者や子育て当事者が孤立することなく、安心して必要な支援につなげられるよう、相談体制の充実や関係機関との連携を強化します。

### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課・関係機関
【新】 ヤングケアラー認知度向上のための広報啓発	ヤングケアラーの状況等を正しく理解し、関心を持つよう啓発活動を行います。	子育て支援課
【新】 外国人も利用しやすい窓口体制	日本語でのコミュニケーションが難しい保護者が、安心して窓口での手続きや相談ができるよう、来庁時に利用可能な翻訳アプリや通訳サービス等を活用します。	教育課
【新】 里親制度の周知	県と連携し里親委託を推進するとともに、里親制度の理解促進に向けた普及啓発を行います。	県中保健福祉事務所 子育て支援課

## 基本目標5 こどもを基盤としたまちづくり

### (1) こどもの権利の尊重と普及啓発【新】

大人だけでなく、こども・若者自身が自らを生存や発達、保護、参加・参画といった権利行使する主体であると認識し、こども・若者一人一人の幸せを第一に考え、今とこれからの最善の利益を図ります。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
【新】 こども・若者の人権尊重に関する周知・啓発	こども・若者を含む町民向けに、こどもの権利条約の周知・啓発を行います。	町民生活課

### (2) こども・若者の意見表明と社会参画の推進【新】

こどもを基盤としたまちづくりを進めるため、こども・若者が自分の意見を自由に表明し、社会の一員として参画できる機会を広げます。また、意見を尊重し、対話を通じてまちづくりに関わることで、こども・若者の主体性を育み、地域の未来を共に創る環境づくりを推進します。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
【新】 こどもの意見聴取に関する取組	こども・若者から意見や考えを聴き、こども施策に反映することを目的として、計画策定や事業検討に際してアンケート等の実施を推進します。	子育て支援課
【新】 こども・若者の意見聴取	こども施策に反映できるよう、相談、イベント、SNSなどを活用し、こども・若者の意見を聴く機会を設けます。	子育て支援課

### (3) 安全・安心なまちづくり

地域住民全体がゆとりや安心感、故郷への愛着をもって生活できる環境の形成に向け、犯罪や事故の発生防止を図るとともに、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の充実を図ります。

#### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
防犯に関する事業の実施	田村警察署及び防犯関係機関・団体と連携して、安全で住みよい地域社会を実現するため、防犯パトロールなどの啓発活動を実施するとともに、通行の安全確保と犯罪の未然防止のため、必要に応じて防犯灯及び防犯カメラの設置を進めます。	町民生活課
交通に関する事業の実施	田村警察署及び交通関係機関・団体と連携して、各年齢層に応じた交通安全教育、広報、啓発活動を実施します。また、通学路の危険個所の確認や各行政区へのカーブミラーの提供、飛び出し注意看板の設置など交通安全対策を進めます。	町民生活課
防火・防災に関する事業の実施	防火・防災に関する知識や関心を高めるため、町の総合防災訓練への参加や小中学校及び教育・保育施設において組織する消防クラブの活動を通して防災意識の向上に取り組みます。	町民生活課
未来を担うこどもたちの成長を地域で見守るためのネットワークづくりと活動の推進	これから的小野町の未来を担うこどもたちのために、広く町民の総意を結集し、こどもたちが心豊かでたくましく、生きる力を持つ人間として成長していくことを目として、小野町青少年育成町民会議及び小野町地域学校協働本部が協力しながら、地域と学校が連携・協働して、地域全体でこどもたちの成長を支えていく活動に取り組みます。	教育課
通学路交通安全プログラムに基づく通学路の点検	小野小学校の通学路について1年に1回、合同点検を実施します。効率的・効果的に行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定し、町、教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者等が参加し合同点検を実施します。	教育課 町民生活課 子育て支援課 地域整備課
【新】 情報モラル支援事業	各小中学校が開催する情報モラル教室に対して講師を派遣します。	教育課

#### (4) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり【新】

こどもの興味・関心や得意を伸ばすため、地域や学校、家庭が連携し、多様な遊びや体験活動の機会を創出するとともに、一人ひとりが主体的に参加し、活躍できる場づくりを進めます。

##### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
【新】 文化・芸術に親しむ活動	こどもの豊かな心の育成を図るため、芸術文化の鑑賞や文化財の見学、こども向け講座の開設等、体験活動の機会をつくります。	教育課
【新】 スポーツ少年団の育成	こどもの心身の健全な育成を図るため、スポーツ少年団の普及と育成を推進します。	教育課
【新】 スポーツ振興事業	町民武道大会やグランドゴルフ大会・ゲートボール大会、水泳教室等を通じて、町民のスポーツに関する関心の向上と、気軽にスポーツに親しめる環境を整備します。	教育課

#### (5) 多様な文化・背景を持つこども・若者が尊重される社会づくり【新】

全てのこども・若者の人権が保障され、偏見等による差別のない共生社会の実現を目指し、様々な機会を通じて、理解促進と意識啓発を図るとともに、多様なニーズに応じた支援を充実していきます。

##### ◆主な施策

事業名・取組	事業内容	担当課
【新】 生活・医療・防災等に関する情報提供	防災・交通ルールやごみの分別方法、町内の医療機関受診に関する情報などの提供を行います。また、外国語表記での情報提供に努めます。	町民生活課 健康福祉課
【新】 多文化共生の啓発・環境整備	町民を主体とする多様な国際交流、多文化共生事業を展開し、町民の国際理解を深め、多文化共生社会の形成を図ります。また、日本語教室の開催、外国語表記や、やさしい日本語での情報提供を行うなど、外国人が住みやすい環境整備に努めます。	教育課

## 評価指標と検証・評価

本計画の成果指標を次の通りとし、その進捗状況を検証・評価するとともに、根拠に基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく E B P M (Evidence Based Policy Making) の考え方に基づき計画を推進していきます。

### ◆成果指標

指標	現状値 (R7)	目標値 (R11)
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	小学5年生・中学2年生：50.5% 若者（18～39歳）：18.7%	70%
「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	小学5年生・中学2年生：71.2% 若者（18～39歳）：47.9%	小5・中2：80% 若者：70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	小学5年生・中学2年生：59.7% 若者（18～39歳）：59.6%	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	小学5年生・中学2年生：65.5%	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	小学5年生・中学2年生：83.9% 若者（18～39歳）：79.9%	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う若者の割合	若者（18～39歳）：96.7%	現状維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	若者（18～39歳）：55.2%	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	小学5年生・中学2年生：43.7% 若者（18～39歳）：14.7%	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	小学5年生・中学2年生：64.3% 若者（18～39歳）：64.3%	80%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	小学5年生・中学2年生：59.8% 若者（18～39歳）：24.7%	70%

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

本章では、昨年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～)」の内容を掲載します。本計画(こども計画:令和8年度～)においても、同計画の内容を踏まえ、一部数値の精査・調整を行った上で、引き続き子育て支援に関する取組を推進していきます。

### 第1節 教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を行うにあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、事業の提供区域を設定することとなっています。

本町においては、教育・保育提供区域として、町全域を一つの区域として設定します。

### 第2節 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、未就学児数の推移、教育・保育施設等の状況を考慮し、認定区分ごとに計画の内容及び時期を設定します。確保方策については、「おのまち認定こども園」での対応を想定しています。

#### ◇1号認定（満3歳から就学前/教育）

単位：人／年

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	14	25	21	23	15	15	14	14	14
②確保方策	幼稚園	70	70	-	-	-	-	-	-	-
	認定こども園	-	-	30	30	25	15	15	15	15
②-①	46	56	5	9	2	0	0	1	1	1
確保の内容	町内の特定教育・保育施設（おのまち認定こども園）の利用を基本とします。									

#### ◇2号認定（3歳～5歳児/保育の必要性あり）

単位：人／年

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	99	111	96	80	72	72	67	62	58	58
②確保方策	172	172	108	108	105	72	72	72	72	72
②-①	73	61	12	28	33	0	5	10	14	14
確保の内容	0～2歳児の利用定員を確保する必要があることから、余裕のある3歳以上の利用定員の減員を行います。									

## ◇3号認定（1・2歳児/保育の必要性あり）

単位：人／年

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	43	38	35	41	42	36	36	36	35	34
②確保方策	46	44	42	42	42	36	36	36	36	36
②-①	3	6	7	1	0	0	0	0	1	2
確保の内容	適正に計画期間中の提供体制を確保します。									

## ◇3号認定（0歳児/保育の必要性あり）

単位：人／年

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	19	11	15	12	11	11	10	10
②確保方策	6	6	15	15	15	12	12	12	12	12
②-①	-2	-2	-4	4	0	0	1	1	2	2
確保の内容	適正に計画期間中の提供体制を確保します。									

## 第3節 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業について、児童福祉法の改正による新規事業3事業や子ども・子育て支援法の改正による新規事業3事業を含めて、量の見込みと提供体制の確保方策について検討いたします。

なお、各事業の実績のうち、令和6年度については実績見込みで記載しています。

### (1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、本町では「小野町児童館」と「おのまち認定こども園」において事業が実施されています。

「小野町児童館」においては、子育てサポーターが主体となりこどもと保護者の交流事業（親子ふれあい教室、幼児のわくわくタイム、ママのリフレッシュ教室）や遊びの場の提供（子どもの笑顔ひろば）のほか、保健師や保育士、臨床心理士等で育児相談に応じています。

「おのまち認定こども園」においては、未就学児の交流や子育て相談等の事業を実施しています。年間を通じて利用者が少ないとから、利用者が増えるような魅力あるサービスの提供に向け協議をしながら取り組んでいきます。

単位：人日（延べ人数）、か所

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	764	860	762	816	1,034	925	827	740	662	592
確保方策	人日	764	860	762	816	1,034	925	827	740	662
	か所	1	1	2	2	2	2	2	2	2
確保の内容	「小野町児童館」と「おのまち認定こども園」において実施します。									

### (2) 延長保育事業

保護者の就労や通勤時間の確保のため、保育所等における通常の11時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行います。

単位：人（実人数）

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	74	41	42	67	53	49	49	48	48	48
確保方策	74	41	42	67	53	49	49	48	48	48
確保の内容	「おのまち認定こども園」において実施します。									

### (3) 一時預かり事業

#### ①一時預かり事業（一般型）

一時預かり事業（一般型）は、保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気、リフレッシュ及び緊急な用事等で保育が必要な場合に利用できるサービスです。

本町での一時預かり事業（一般型）は、平成26年4月から「飯豊ひまわり保育園」で行っています。同園の閉園により、令和4年4月から「小野町こども家庭センター分館」で実施していましたが、令和7年度からは「小野町児童館」で実施しています。

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、保育ニーズの多様化等により需要が高まっていることから、安定したサービスが提供できるよう引き続き取り組みます。

単位：人日（延べ人数）

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	302	201	152	226	280	370	505	457	409	361
確保方策	302	201	152	226	280	370	505	457	409	361
確保の内容	令和7年度からは「小野町児童館」において実施しています。需要が高まっていることから、1日あたりの利用定員を拡充し、計画期間中の提供体制を確保します。									

#### ②一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園や認定こども園に在籍する園児を対象に教育時間の前後又は長期休業日等に保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気、リフレッシュ及び緊急な用事等で保育が必要な場合に利用できるサービスです。

本町では令和4年4月1日より「おのまち認定こども園」においてサービスの提供を実施しています。

単位：人日（延べ人数）

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	131	67	53	53	48	44	41	40
確保方策	-	-	131	67	53	53	48	44	41	40
確保の内容	「おのまち認定こども園」において実施します。									

#### (4) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行い、関係機関と連絡調整を図ります。

本町では平成29年度に子育て支援課内に「子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師や看護師、子育てサポーターによる相談・助言、情報提供を行ってきました。

令和6年度に同センターと、同じく子育て支援課内に開設していた「こども家庭総合支援拠点」を統合し、「小野町こども家庭センター」を開設しました。こども家庭センターでは、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、一体的な相談支援や情報提供を行っています。

単位：か所

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
確保の内容	令和6年度に、「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点」を統合し、「小野町家庭センター」を開設しました。全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、一体的な相談支援や情報提供を行っています。									

#### (5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、宿題をしたり、友達と遊んだりする等の生活の場を提供し、放課後の居場所を確保します。

公設公営の「小野町放課後児童クラブ」は小野町児童館キラッと☆おので実施しています。低学年児童の利用が多く、個別の支援が必要な児童の利用もあり、緊急時を含め、支援員の確保や安全確保等については今後も検討を要する課題です。小学校が隣接している事から、長期休業期間や下校時間が早い日など、校庭や体育館を利用する事もでき、連携がとりやすい利点があります。

また、民間の認可外保育園で実施している当該事業に対して、運営費の補助を行います。

単位：人（実人数）

区分	実績					計画					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	低学年（実利用人数）	77	66	69	63	79	76	67	60	60	55
	高学年（実利用人数）	24	19	30	43	45	47	44	47	44	39
	計（実利用人数）	101	85	99	106	124	123	111	107	104	94
②確保方策	101	85	99	106	124	129	129	117	117	117	
②-①	0	0	0	0	0	6	18	10	13	23	
確保の内容	令和7年度より「小野町児童館キラッと☆おの」において事業を実施しています。支援単位数が増え2支援単位となり、利用者増に対応しています。長期休業期間には利用人数増加が見込まれ、3単位支援での対応となる可能性があります。 民間の認可外保育園で実施している当該事業に対して、運営費の補助を行います。										

## 関連事業：放課後子ども教室

小野小学校及び多目的研修集会施設において、地域住民の協力を得て読書や学習の場を提供し、こどもたちと共にスポーツ・文化活動を実施しています。

令和7年度以降は、「小野町児童館」で実施している放課後児童クラブとの連携を図りながら運営しています。

### ◇放課後子ども教室

単位：箇所、人／年

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施場所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
利用人数	163	106	106	102	97	91	79	73	68	67

## （6）乳児家庭全戸訪問事業

生後1～3か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の心身の把握及び助言など、専門的な指導を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い訪問できない期間の件数は減少しましたが、伴走型相談支援事業と連携し、母子の健康や育児の困りごとの有無の確認を行い、子育ての孤立化の防止や支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び付けることができるよう取り組みます。

単位：人回（延べ人数）

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	38	33	29	28	30	29	27	27	25	25
確保方策	14	27	19	15	30	29	27	27	25	25
確保の内容	保健師が中心となり訪問活動を継続します。									

## （7）子育て短期支援事業

保護者の入院等により一時的に家庭で子どもを養育できなくなった場合等に、児童養護施設等で一時的にお子さんをお預かりする事業です。

町内には児童養護施設がないため実施しておりませんが、保護者のニーズ等を踏まえて、実施の検討を行っていきます。

## (8) 養育支援訪問事業

育児ストレスや産後うつ病等によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対し、育児訪問支援員や保健師等が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。

単位：人回（延べ人数）

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13	12	16	4	15	10	10	10	10	10
確保方策	13	12	16	4	15	10	10	10	10	10
確保の内容	育児訪問支援員や保健師等が必要な家庭を訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。									

## (9) 病児・病後児保育事業

病児に対して、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

本町においては、令和4年4月1日より「おのまち認定こども園」において体調不良児対応型・病後児対応型、「菊池医院・病児病後児保育室らびっと（郡山市との連携協定）」において病児対応型・病後児対応型のサービスを提供しています。

引き続き安定したサービスが提供できるよう実施施設と調整するとともに、新たな実施施設の開拓等に取り組んでいきます。

単位：人回（延べ人数）

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	257	364	282	334	312	292	269	266
確保方策	-	-	257	364	282	334	312	292	269	266
確保の内容	「おのまち認定こども園」において体調不良児対応型・病後児対応型、「菊池医院・病児病後児保育室らびっと」において病児対応型・病後児対応型のサービスを提供しています。また、新たな実施施設の開拓等に取り組みます。									

## (10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、本町では当該事業を実施しておりません。ニーズ調査結果においても需要が低いことから、当面は当該事業の実施予定はありません。なお、保護者のニーズ等の高まりがみられた際には、実施についての検討を行います。

### (11) 妊産婦健康診査事業

妊娠婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産ができるよう、妊娠婦の健康診査に係る費用を助成するものであり、妊娠婦1人につき17回まで助成を行っています。

令和7年度からは、多胎妊娠へ5回を上限に健診費用の助成を拡充しました。

単位：人回（延べ人数）

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠数	40	30	27	39	34	35	35	33	33
	受診回数	446	296	289	450	374	385	385	363	363
	産婦数	36	27	26	37	32	35	35	33	31
	受診回数	46	22	49	70	51	56	56	53	50
確保方策	492	318	338	520	429	441	441	416	416	391
確保の内容	妊娠婦1人につき17回（多胎妊娠は22回）まで妊娠婦健康診査費用の助成を行います。									

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき食事（主食・副食・おやつ）の提供に要する費用や、日用品・文房具等の購入費用、遠足等の行事への参加費用等について、一部の補足給付を行う事業です。

なお、本町では副食費の徴収免除を行っており、町独自の基準を定め、対象を拡充し、引き続き事業を実施していきます。

単位：人（実人数）

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	-	-	-	21	19	17	15	15
確保方策	-	-	-	-	-	21	19	17	15	15
確保の内容	町独自基準により対象を拡充し実施します。									

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本町では、平成30年10月に「小野町児童教育施設民営化計画」を策定し、町立児童教育施設の民営化を進め、令和4年4月に公私連携保育連携型認定こども園へ移行しました。認定こども園の運営事業者においても、各種子育て支援事業に取り組んでいます。

事業実施の際は、需要と供給のバランスを保ちながら、運営費・有資格者を確保することが求められます。また、令和7年度運営開始の「小野町児童館」について、将来的な民間委託や指定管理制度の導入などについて検討を進めています。

#### (14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に令和6年度に創設された事業です。

現在、本町では当該事業を実施しておりませんが、保護者のニーズ等の高まりがみられた際には、実施についての検討を行います。

#### (15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的に令和6年度に創設された事業です。

本町では当該事業を実施しておりませんが、保護者のニーズ等の高まりがみられた際には、民間事業者の参入を促進し、実施についての検討を行います。

#### (16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

これまで、教育課において実施している「ペアレント・トレーニング講演会・講座」を、今後も継続して実施します。

単位：人回（延べ人数）

区分		実績					計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実施回数	-	5	5	5	6	6	6	6	6	6
	参加人数	-	50	80	25	50	50	50	50	50	50
確保方策		-	50	80	25	50	50	50	50	50	50
確保の内容		教育課において、ペアレント・トレーニング講演会（1回）、講座（5回）を実施します。									

## (17) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援を行うもので、令和4年度の年度途中から「妊産婦等に対する伴走型相談支援」として実施していた事業を、令和7年度から「利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）」として取り組んでいます。

本町では「小野町こども家庭センター」において実施します。

単位：回

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	41	108	80	70	70	68	68	66
確保方策	-	-	41	108	80	70	70	68	68	66
確保の内容	「小野町こども家庭センター」において実施します。									

## (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～満3歳未満の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設されます。

本町においても、「おのまち認定こども園」での実施について運営事業者と協議を進めるとともに、「小野町児童館」で実施する一時預かり事業（一般型）との連携も含めて、サービスが提供できるよう取り組んでいきます。

単位：人日（述べ人数）

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	-	-	-	-	-	5	5	5	5
	1歳児	-	-	-	-	-	8	8	8	8
	2歳児	-	-	-	-	-	8	8	8	8
確保方策	0歳児	-	-	-	-	-	5	5	5	5
	1歳児	-	-	-	-	-	8	8	8	8
	2歳児	-	-	-	-	-	8	8	8	8
確保の内容	「おのまち認定こども園」や「小野町児童館」においてサービスが提供できるよう取り組みます。 ※令和7年10月より試行、令和8年4月より本格実施									

## (19) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

本町では、県内の医療機関や福島県助産師会と委託契約を締結し、日帰りケアや宿泊ケア、訪問ケアを利用できるよう体制を整えています。また、令和5年度からは、本町に里帰り中の産婦も対象とし、事業の充実を図っています。

単位：人日（述べ人数）

区分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	9	6	6	9	10	10	10	10	10
確保方策	0	9	6	6	9	10	10	10	10	10
確保の内容	県内の医療機関や福島県助産師会と委託契約により実施します。									

# 第6章 計画の推進

## 第1節 計画の推進

### (1) 推進体制

本計画の基本理念を実現していくためには、行政や子育て支援関係者に限らず、家庭、地域、企業、団体など、町内の多様な主体が相互に連携・協働し、取組を進めていくことが重要です。

子どもや若者が安心して育ち、暮らし、学び、活躍できる環境をつくるためには、町民一人ひとりが、子ども・子育ておよび若者の支援に対する関心と理解を深め、地域全体で見守り支える意識を共有することが求められます。

そのため、広報紙やウェブサイト等を通じた情報発信により周知と理解促進に努めるとともに、「小野町こども家庭センター」を拠点として、子ども・子育て支援と若者支援に関わる多様な主体が協働しやすい体制を整え、町全体で子どもと若者を支える仕組みづくりを進めていきます。

### (2) 子育て支援基金の活用

子ども・子育て支援事業等の推進にあたっては、国の補助事業等の活用を図るとともに、子育て家庭への支援を目的として町独自に積立を行った「子育て支援基金」を活用し、母子の健康増進及び産前産後の支援、子育て家庭への援助・負担軽減に関する事業、子育てに関する相談・教育啓発等に関する事業に取組、子どもが健やかに育てる環境等を整備します。

## 第2節 計画の進行管理

計画に定められた施策の実施状況については、P D C Aサイクル（計画－実行－評価－改善）による効果的な施策の進行管理に努め、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。計画の点検・評価は毎年度実施し、「子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。